

官報

号外 昭和二十九年二月十六日

○第十九回 衆議院會議錄第十号

昭和二十九年二月十六日(火曜日)

議事日程 第八号

午後一時開議

一 警察法案(内閣提出)、警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出)の題旨説明

●本日の會議に付した事件
公正取引委員会委員任命につき同意の件

九十九里浜における米軍発砲事件に関する緊急質問(杉村沖治郎君提出)

警察法案(内閣提出)、警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出)の題旨説明及びこれに対する質疑

午後二時二十九分開議

○議長(堤康次郎君) これより會議を開きます。

○議長(堤康次郎君) お諮りいたします。内閣から、公正取引委員会委員に吉田晴二君を任命するため本院の同意を得たいとの申出がありました。右申出の通り同意するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて同意するに決しました。

九十九里浜における米軍発砲事件に関する緊急質問(杉村沖治郎君提出)

○議長(堤康次郎君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、杉村沖治郎君提出、九十九里浜における米軍発砲事件に関する緊急質問を許可せられんことを望みます。

○議長(堤康次郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられます。

九十九里浜における米軍発砲事件に

関する緊急質問を許可いたします。杉村沖治郎君。

〔杉村沖治郎君登壇〕

○杉村沖治郎君 私は、日本社会党を代表して、アメリカ軍の突撃射撃事件に関連いたしました、総理大臣、外務大臣、保安庁長官、大蔵大臣、農林大臣等に質問をいたします。

一昨十四日私が現地に参りまして、漁民並びに各関係者に面談して実情を調査、聴取いたしましたところによりますと、去る二月十一日午後一時ごろから同五時ごろまでの間に、千葉県九十九里浜白里、豊海沿岸にありまして、このアメリカ軍の突撃射撃演習基地から、海上の危険区域内に漁船が数十艘あることをアメリカ軍はレーダーによって認識しておるにもかかわらず、百二十ミリ口径の高射砲八門及び機関砲から猛烈なる突撃射撃演習を行つたのであります。

九十九里浜は、日本三大漁場の一つといはれまして、いわしの水揚げ量は年間六千万貫を示しておるのであります。この漁場は、単にこの地方の住民のみならず、日本国民大衆の食糧保持の上におきましてきわめて重要な漁場でありまして、アメリカ軍が進駐いたしますと、ここに突撃射撃演習場として使用いたしまして、以て来り続き使つておりました、日本政府とアメリカ政府との間におきましても、

大なる問題もなくスムーズに演習基地として行政協定が成立して、アメリカ軍が使用して今日に至つておるのであります。これがために漁民のこうむる不利益に対し、わずかに二億三千万円の補償があるだけであるのであります。住民の経済はきわめて逼迫いたして、過去七年間にわたるこの使用のために、その生活状態は窮乏のどん底に陥つておるのであります。これがために、この射撃場の禁止区域に入るのはいはれど、生きたければならないという生活苦から、この危険を冒してここに入らなければならぬという事情にあつたのであります。

去る十一日、四十隻の船がここに入つたといふのも、この事情からであるのであります。かようなわけでありまして、当局は、この発砲につきまして、威嚇射撃であるといふようなことを発表いたしましたけれども、それはそれでよいであらう。事実上はこれと全然反対であります。

また、ここにふかききわまることは、海上保安庁の船がこの危険区域内にアメリカ軍と相呼応して行動しておつた事実であります。いかなる目的によつてアメリカ政府との間に協定がなされたのか知りませんが、海上保安庁の船がアメリカの突撃射撃演習に参画いたしておるということは、どういふことであらうでしょうか。われわれは、はなはだふかききわまると思つて、アメリカ軍がレーダーで見たと、漁船が四十隻もある、これに対してアメリカ軍は、この避難といふよりも、海上保安庁の「なみちどり」といふ

船に対しまして、アメリカ軍の射撃時間には十二時からであるから、どうか「なみちどり」は早く区域外に退去してもらいたいといふことを無電をいたしたのであります。そこで「なみちどり」がその区域外に退場いたしました。ただいま申し上げましたところの八門の高射砲及び機関砲から猛烈なる突撃射撃が行はれて、ごう然たる砲声とともに、漁船近くに不発弾が落下するのを目撃するといふような実情に相なつたのであります。

諸君、私はここで総理大臣に伺いたいことは、総理大臣は国民に対して耐乏生活を要請せられておるのでありますけれども、勲勞大衆は、かくのごとく命を的にかけても危険なところに入つて行かなければならぬ、生活のかてを得るためには命をかけてやつておるといふ状態でありまして、形こそ違ひますけれども、日本の勲勞大衆はみなこの状態にあるのであります。しかるにもかかわらず、総理大臣は、憲法を空文視して、巧妙に再軍備をやつておられますけれども、國民をこのような苦難のどん底に追い込んでおいて再軍備をやつてみたところで、それこそだれかが言うように、まったく戦力もないのであります。こんな軍隊が幾らできたところで、決して共産主義のたてともなりません。〔拍手〕それより、かかる勲勞大衆が自己の生活を死守せんがために、その最後の一線に踏みとどまつたときの憤激こそは、諸君恐るべきものであるであらうと思ふが、総理大臣の御所見はいかがでありますか。

さらに外務大臣に對しまして尋ねるのであります。先ほど申しましたよ

官報(号外)

うに、いかなる目的のために、保安庁の船が、アメリカの実弾射撃演習をやることについて、海陸相呼応してこの行動におるかというのを伺いたいのではありません。

さらに保安庁長官に対して伺いたいことは、いかなる必要からこの「なみちどり」号がアメリカの軍隊と呼応してこの行動におつたか、それが一つ。その必要の理由は別といたしまして、アメリカ軍の基地から、「なみちどり」号に対して、区域外に退避してもらいたい、「なみちどり」号が退避するなればだちに射撃を開始するからという無電を受けたそのときに、「なみちどり」号が自分退避して、数十隻の漁船があるのをそのままにして退避しておるという事は、はなはだ不都合である。いやくも日本の保安庁の船でありますなれば、もしそういう無電がアメリカ軍から来たならば、ここに漁船がおるけれども、どうかこの漁船が退避するまで射撃することをやめてもらいたいということをアメリカ軍に懇請するのが当然ではありますまいか。それをなさないという事は、きわめて不都合千万と言わなければなりません。(拍手)

さらに、私は、千葉県から派遣されておられます出先官であるところの須藤という渉外部員にこの点について伺いました。「なみちどり」だけを退避させたならば射撃を開始するということとははなはだ穏やかでない、それであるから、どうかあの漁船が退避するまで射撃をやめてもらいたい、ということなぜあんなに言わなかつたかと言つたところが、それはアメリカ軍の圧力のために言うことができなかった

と云うのであります。何たることでありますよ。これを私は保安庁長官に伺いたいのではありません。(時間だ)と呼ぶ者あり)まだ時間にならない。次には大蔵大臣に伺いたいのではありませんが、今日この漁夫がとるころの漁は八百萬貫であります。

○議長(堤康次郎君) 杉村君に申し上げます。申合せの時間が過ぎましたから簡単に願います。

○杉村沖治郎君(続) わかりました。これに對するところの損害補償金がわずかに二億三千万円であるが、それは漁夫の二戸当りにいたしますとわづかに三千ないし七千円であります。かようなことのために、漁夫が生命を冒して入つて行くというやうなことに相なつておるのでありますけれども、大蔵大臣はこれに對して御検討になられたことがあるか、将来いかになさうという考えであるか、それが伺いたいのであります。

農林大臣(大森實君) 最後にお伺いたしておきますが、農林大臣はこの日本の三大漁場を基地としておくというのをどう考えられるか。不毛の地にこの基地を移動するという事について交渉をするお考えはないか。米軍はこれが絶対的条件として申し出ておられます。ただ、あそこを移動するとすれば、重いところの器物を運搬するに、それがために橋梁、道路等の關係上動かすことができないのであるか、言うておるのでありますから、必ずしもこれは絶対的条件ではないのであります。これをよく考え、他の不毛の地に移動することを懇請する考えがあるかないかを農林大臣に伺いたいのではありません。

以上であります。(拍手)

○國務大臣(緒方竹虎君) お答えをいたします。政府は国民生活の充實安定ということには最も心を注いでおりまして、政治の基礎を常にここに置いているつもりであります。いわゆる防衛力の増強につきましても、政府がきわめて慎重な態度をとつておりますのはこのゆえにはかならないのでございす。今お話の九十九里におきましては、事情を調査の上、できるだけのことをいたしたいと考えております。

○國務大臣(岡崎勝男君) 米軍の射撃は警告する意味でありまして、警告によつて退去を求める意味でやつたのであります。しかしながら、警告射撃といえどもおもしろくないことでありまして、これはできるだけ避けるやうにいたしたいと考えております。今後、たとえは監視船による連絡とか、あるいは無線による連絡とか、その他飛行機を飛ばして連絡するとか、いろいろの方法をとるつもりで今やっております。現に監視船はすでに現地に参つてはいます。

なお、元来この米軍は、日米安全保障条約に基きまして、日本の安全を守るために国内におるのであります。そのために必要の訓練をし演習をすることは当然のことでありまして、従いまして、その演習や訓練のために漁業に損害を及ぼしておりますので、漁業補償をいたしておるやうなわけでありまして、これが増額の要求もたびく聞いておりますので、これは漁業庁の所管ではあります。外務省といたしまして

てもできるだけ協力して補填するつもりであります。

さらに、問題の漁船は十二時に退去するはずでありましたけれども、それが退去いたしませんので、何か連絡に不十分なところがあるであらうと考えまして、県当局の依頼に応じて海上保安庁の船が現地におもむいたということでありまして。

○議長(堤康次郎君) 大蔵大臣及び農林大臣に關する答弁は適當な機会に願うことにいたします。

一 警察法案(内閣提出)、警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(堤康次郎君) 警察法案、警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案の趣旨説明を求めます。國務大臣(大森實君) 今般提出いたしました警察法案につきまして、提案の理由並びにその内容の概略を御説明いたします。

現行の警察法は、戦後早々にして占領政策の一環として施行せられたものであります。戦前のわが警察制度を根本的に改革して民主警察の理想を高揚した点においては確かに画期的な意義を有しておりますが、何分にも匆忙の間に當時の國際事情を反映しつつ制定せられたために、わが國情に適合しなかつたところが多く、その運用の結果に徴しましても非能率に於いて不経済の欠陥を免れず、しこしこしてかかる欠陥を是正するために早晩抜本的な改正の必要であることは、つとに

世人の広く認めるところであります。すなわち、現在の警察制度は國家地方警察と市町村自治警察との二本建になつておりますが、町村を管轄する國家地方警察は國家の性格に過ぎて自治的要素を欠け、都市を管轄する自治警察は完全自治に過ぎて國家的性格に欠けることがあり、これを要するに、都市と町村において性格の異なる警察が存在するという結果となつておるのであります。しこしこして、このことは、元來國家の性格と地方的性格とを兼ね有すべき近代警察事務の運営にとつて、それ自体適合せざるものであります。さらに、市町村自治警察は、治安の對象地域が近時とみに広くなりつつあるにもかかわらず、おのの市町村単位において孤立してゐるのであります。この細分化された警察組織のもとにおいては、警察運営の責任もまた多数に分割され、従つてその有機的活動は著しく阻害されてゐるのであります。もちろん、従来といへば、あるいは人事の交流によつて意思の疏通をはかり、あるいは援助の協定を行つて連絡調整を密にする等、それぞれ努めては参つたのでありますけれども、内閣の欠陥の前には、運用の妙にも限界があるものであります。ために、警察單位の分割により生ずる盲点の存在が警察の効率的運用をみずから傷つけて参つた次第であります。かつ、この欠陥は國の治安に對する責任の不明確という点にも大きく影響しておりますことは、近來頻発する種々の事件に關連して國民の記憶の新たなと

ところで存じます。さらに、一方、行政改革の見地に立ちますならば、国家地方警察と市町村自治体警察との施設及び人員が互いに重複していることは、国民にとってはいたずらに複雑かつ不経済な負担となつてゐるものであります。この面より社会的、制度の根本的刷新の要は今や社会の輿論であると申しても過言ではないと思つてあります。(拍手)しかしながら、現行制度における叙上の弊を改めるにあたり、警察の民主的な運営、言いかえれば、国民が警察運営に対してする関与は、これを依然として保障すべきはもちろんのことであります。この民主的な保障の基盤の上に治安任務遂行の能率化と責任の明確化との二つの懸案の解決をはかつたものが、今般のこの法律案の骨子となつてゐる次第であります。(拍手)

まず、この法律案の内容について主要な点を申し上げます。第一に、公安委員会制度を存置したこと、第二に、警察の管理をせしめること、第三に、府県警察の内容でございます。すなわち、都道府県警察につきましても、国家公安委員会を、また地方においては都道府県知事の所轄のもとに都道府県公安委員会を置き、それら、国民を代表する委員からなる合議体の機関によつて警察庁または都道府県警察を管理せしめること、第四に、警察の民主的な管理運営を確保し、かつ警察の政治的中立性を維持せんとしたのであります。なお、この公安委員会に広く有為の人材

を得るため、その資格の制限を大幅に緩和し、その制限は警察と検察の職業的前歴者のみに限ることとしたのであります。第二には、警察を府県警察に一本化したこと、第三には、警察の能率の運営を保持するため、現在の国家地方警察及び市町村自治体警察のともにこれを廃止いたしまして、新たに都道府県警察を置くこととしたのであります。この理由につきましては冒頭に詳しく述べましたので省略いたします。このことにより、一言申し加へたいのは大都市の警察についての措置であります。大都市警察につきましても従来種々議論の存するところでありましたが、結論において、これを府県と併立させることは、大都市とその周辺地区とを遮断せしめ、このために、警察対象としての両地区の一体性を阻害し、警察運営の有機的活動に著しき障害を来すのみならず、財政的にもきわめて不経済な結果となり、これを都道府県警察に一元化する必要を認め、次第であります。第三に、府県警察の内容でございます。すなわち、都道府県警察につきましても、国家公安委員会に基く最小限度の制約を除き、あつて限りこれに自治体警察としての性格を具備せしめることとしたのであります。すなわち、都道府県警察の性格は、申すまでもなく、地方公共団体の都道府県の機関としての警察であります。言いかえれば、これは都道府県自治体警察であり、知事の所轄のもとにある都道府県公安委員会が全面的にこれを管理いたし、その管理のもとに警察本部長が職務を行うのであります。従つて、その職員は原則として地方公務員の身分を有するものであります。かつ、警察に要する経費については、一定の国家的な警察活動に必要な経費を国が支拂するほかは、原則として府県の負担としたのであります。また、都道府県警察の諸般の組織や職員の人事管理その他の行政管理事項はいずれも都道府県の条例で定めることとしたし、これらの警察行政は、都道府県議会における審議を通じて、常に住民の公然たる批判の前に置かれ、従つて住民の批判に制約される次第であり、この作用によつて自治体警察の特長と美点をあわせて具備せしめたのであります。従つて、この精神に立脚いたしまして、都道府県警察は国家的な警察事務に限つて、中央の警察の指揮監督を受けるものといたし、その事項は法律に明記いたし、もつて警察の中央集権化の必要な十分な配度をいたした次第であります。しこうして、これがため、警察本部長とごく少数の警部正以上の首脳職員はこれを国家公務員といたし、これらは警察庁長官が国家公安委員会の意見を聞いて任免することとし、他面、この任免に対して管理する都道府県公安委員会は懲戒罷免に関する勧告権を行使し得ることとしたし、もつて両者の権能について均衡あらしめた次第であります。なお、都府の警視總監の任命は、ことにその地位の重要性にかんがみまして、内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて任命することとしたし、これに対する罷免懲戒の勧告権の所在は他の都道府県

の場合と同様にいたしたのであります。第四には、中央の警察機構のことでございます。すなわち、中央の警察管理機関たる国家公安委員会の委員長は、國務大臣をもつて充てることとしたし、国家公安委員会は、その管理にかかわる警察運営をつかさどり、警察の教養、通信、鑑識、統計及び設備に関する事項を統轄いたし、並びに警察行政に関する調整を行はしめることとしたのであります。さらに、国家公安委員会は委員長及び五人の委員をもつて組織することとしたしましたが、委員長は國務大臣をもつてこれに充てることとしたし、また、この委員長は、従つて国家公安委員会が政治的中立性を保つところの合議機関である現在の性格は今般の改正によつてもこれを一貫して保持することとしたし、このためでございます。

同時に、委員長として新たに國務大臣が加はることにより、政府の治安に対する国家的な考へ方が国家公安委員会の中正な判断によつて通過せられた上警察運営の上に具現されるようにいたしました。かくのごとくにして、政府の治安責任と警察の政治的中立性ととの調和をはかつたものであります。また、警察庁は、国家公安委員会の管理のもとに置き、もつて特定の国家的な警察事務を所掌し、しこうしてこれに關しては都道府県警察を指揮監督することとしたし、その事務の範囲は上述のごく最小限度の列挙事項にのみ限定いたしましたのであります。従つて、個の一般犯罪の捜査のごときはこれを中央の権限より除去いたしたのであります。なお、警察庁長官は、政府の治安責任を明確にするため、内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて任免することとしたしましたが、他面、これに対しては國家公安委員会が長官の懲戒罷免に関する勧告権を行使し得ることは、道府県公安委員会の権限の場合と同様でございます。なお、この改正が実施せられます場合は、機構の簡素化により、警察職員の数において三万人、経費において約九十億円を減少し得る予定であります。また、この改正の実施に伴い、国家地方警察職員も市町村自治体警察職員もともにその身分に変更を生ずる結果となり、この場合も、努めて新機構への受入れの円滑を期するため、職員身分を保障するとともに、俸給の減額となる者についてはその差額について調整の措置を講じ、かつ恩給、退職手当についても従来の在職年数はすべて通算することとしたし、これら誠実な職員の生活に不安を与へざるよう万全の配慮をいたしたのであります。しこうして、従来の国家地方警察と自治体警察とがその用に供しておりました財産の移転につきましても、制度の切りかえに伴い支障を来すことのないよう、すべて国と都道府県、市町村との当事者相互間の協議によつて譲渡を行うものとしたし、特別の事情あるものについては債務を承継またはこれを有償とする等の措置を講じておる次第であります。なお、本法案が幸いに成立いたしました上は、これを来る七月一日に施行する所存であります。

昭和二十九年二月十六日 衆議院會議第十号 警察法案外一件の趣旨説明に對する高橋君の質疑

以上、本法案提出の理由及びその内容を申し上げた次第であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決せられんことをお願い申し上げます。次に、今般提案いたしました警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

本法第案の提案の理由は、今般提案いたしました警察法案と関連いたしました。関係法令の規定を整理し、これに伴い所要の経過措置を定める必要があるためであります。

この整理の方針をいたしましては、関係法令中の関係事項について警察法案の規定上当然に整理改正を要するものを改めることとした。経過措置につきましても、警察法案の規定及び本法第案による整理に對して必要な規定を設けることとした次第であります。

何とぞ御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。(拍手)

警察法案内閣提出、警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案内閣提出の趣旨説明に對する質疑

○副議長(藤田) これよりただいまの趣旨説明に對する質疑に入ります。高橋(一)君

○高橋(一)君(登壇) たいだいま大憲法務大臣より警察法案提出の理由の説明を承りましたが、法案を一読して得た表面的、形式的の所感を一歩も出ず、国民の真に疑問といたしております点につ

いてはほとんど説明がなされなかつたのでございまして、私は、この際、改進党を代表いたしまして、国民の重大関心事である警察法案について、吉田内閣総理大臣並びに大憲法務大臣に對して、若干の質問をいたさうとするものでございまして。(拍手)

現行警察法はマッカーサー時代の産物でありまして、日本警察の地方分権化と民主化のためには大に役立ち、その思想的傾向といつても、ことに当然のあり方でありましたが、しかし反面、技術的に日本の実情に即さない、いわば若干の行き過ぎのありましたことから、国家警察と自治体警察との間の連絡協力が思わしくなかつた。自治体警察がいわゆるボス化した。警察全体の活動態勢の点から治安維持上不安の感を抱かせる等、制度といつてもこれが是正を要する点のあることは認めざるを得ないのでございまして、現行警察法の改正については、われ／＼といふまでもないものであります。要はその改正の内容いかんにかかるところでございまして、改正が改悪となり、日本をして再び戦前のことと警察国家たらしめることは断じて許されないのでございまして。(拍手)

今般政府の警察法案を検討いたしますと、最も重大な問題は、警察組織の中央集権化であり、公安委員会を骨格とし、憲法の理想とする地方自治の精神を蹂躪するものではなからうかと思つて、これをばなはたしく輕視する傾向の顯著であることであつて、すなわち、政府案によりまして、国家警察の中心機構として内閣総理大臣の所轄のもとにある公安委員会の

委員長は、内閣総理大臣に生殺予奪の権を掌握せられておる。この國務大臣をもつてこれに充て、国家公安委員会に設置され、国家警察運営の実行者、すなわち直接国民に對し警察権行使の御に當るいわば実力機関であり、かつ全国的に都道府県警察を指揮監督する権限を有する警察庁の長官は内閣総理大臣が任命する。もつとも、この場合国家公安委員会の意見を聞くことになつてゐるけれども、その意見は承認、同意とは異なり、それに拘束されるものではないこともろんであります。中央、すなわち内閣総理大臣が任命した警察庁長官の指揮監督を受けて行動する都道府県警察の長、すなわち都道府県警察局長は内閣総理大臣が任命し、道府県警察本部長は内閣総理大臣の任命した中央の警察庁長官が任命することとなり、しかも、この場合、地方公共団体の都道府県公安委員会の意思はいささかも介入することを許さないものであります。これを総合的に通観いたしますと、国家公安委員会、警察庁、警視庁、都道府県警察本部の重要な人事権は完全に内閣総理大臣が掌握し、国家公安委員会の委員長たる國務大臣は最近流行の内閣総理大臣の特使として暗躍するといふのが、政府案の示す国家警察の明らかな態勢であります。(拍手)もつとも、政府は、これら警察庁長官以下の人事に關しては、公安委員会に應答または罷免の勧告権を認めてゐると説明されています。この勧告は、無用の長物視されてゐることは、吉田内閣の政治史に明々白々なところであつて、(拍手)政府はまた、中央からの指揮監督は法により一定の基準を設けてあつて、そこにおのずから限界があると言ふかも知れませんが、警察の職務が、単に保護や犯罪発生後の処置だけでなく、犯罪の予防が大きな任務であることに注目いたしますとき、これには限界がきつて不明確であり、これこそ、りくつは何とでもつく性質のものであります。すなわち、越境の危険がきつてから、すなわち今日においてさういふ所に物議が起つておる実情でございまして、警察官の出現の危険を多分に包蔵してゐるものであるといふことであつて、(拍手)

そこで吉田内閣総理大臣に質問いたしたいのでありますが、第一に、政府は、かかる重要法案の立案について輕率であつたのではないかと、このことではあります。研究が足りなかつたのではないかと、このことではあります。警察法は実に國家の性格を左右する重要な内容を持つものであることは申し上げるまでもございませぬ。いわゆる警察國家は、警察が広汎なる國民生活に關連を持つ關係上、その組織の強弱と警察手段の強力とから生れて来るものでありまして、この組織と手段の異常な強力は、警察態勢には満点であります。一方、それを誇つておる間に、他方、國民は常にその重圧に苦しむことと相なるのであります。明治憲法時代、ことに終戦時までの間、中央集権的な強大なる警察組織と鋭利なる警察手段により、反逆／＼悲しむべき吉田總理初め大憲法務大臣も身をもつて體驗され、警察國の恐るべきことを痛感されたところであると値するのでございまして。自治体警察の制度は、実に、憲法の精神にのっとり、かつ世界先進民主主義諸國家の近代の傾向に従つて打立てもつたもので、近年数年間の實施の実績を過小評價して輕々にこれを捨て去るべき安撫なるものでは断じてないのでございまして。(拍手)現行警察法の改正は、かかる重要な、いわば國家國民の將來の運命に關する問題でありまして、きつめて慎重なる態度をもつて臨まなければならぬことは當然でありまして、天下の學識経験者、人物を網羅して、權威ある警察法改正審議會のごときものをつくり、その熟議を経て立案するべきものであつたと思ふのであります。政府は、現行警察法のもとにおいては國家警察よりも比重の重い自治体警察側の意見さえほとんど聞かず、國警中心に、机上で鉛筆をなめながら、おのれの立場のみを考へてつくつたような案を國會に提出する態度は、警察法の重要性をわきまをなさず、はなはだ輕率なる態度であつて、それゆゑにこの案に對する自信がなく、政府の氣魄の認むべきものがないのであります。吉田總理、この点を反省されるところがあるかないか、將來に向つていかなる考へを持つておられるかをお尋ねいたしますのでございまして。

第二にお尋ねしたい点は、吉田内閣の政治の貧困が生んだ国内不安、ことに社会治安上の不安を主として警察力に依存して解決しようとする意図があるのではないかと、この意図が、過去六年にわたる吉田内閣の誤れる經濟政策、その他失敗の累積によつて、この緊縮なる國土に日本歴史始まつて以來の八千七百万といふ底大

昭和二十九年二月十六日 衆議院會議録第十号 緒方國務大臣の答弁

虚な支持をもつて、厚衆にとらわれるところなく、国家とともに、また國民とともに、政府に奉仕する警察なく、國民に奉仕するところの警察建設のために協力し善処されんことを要望して、私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣緒方竹虎君登壇〕

○國務大臣〔緒方竹虎君〕 お客をい

警察法のような非常に重要な法案を、
たします。

續に徴し、民主警察の長所を尊重して、その不備欠陥を是正するため、各方面の意見を傾聴せしめて、慎重に検討を重ねて来たのであります。特に地方制度調査会の答申や昨年提案の警察法案についても世論の存するところを十分にしんじやくいたしまして、

て、慎重な配慮のもとにこの成案を得たものであります。

次に、この改正は、政府の政治の昏困が生んだもので、国民の冒動を彈压するためではないかという意味の御質問のように承りましたが、政府とい

しましては、この改正により警察の組織を民主的かつ能率的なものに改めんとするものでありまして、警察権の執行の制限を変更したり拡大したりしようとするものでは絶対にございません。この改正によりまして、警察官が職務

を濫用して人権が蹂躪されるという心配は毛頭ないはずでございます。

次に、今回の改正は、憲法の精神に反し、中央集権的な警察になるのではないかと、御質問であります。ところが、今回の改正は、あくまでも、

で民主主義の理念を基調といたしまして

て、警察の管理と運営の民主的な保障を基盤として、治安任務の遂行の能力を強化と責任の明確化をはかつておるのではありません。すなわち、中央、地方にそれぞれ国家公安委員と都道府県公安委員を存置いたしましたして、国民を代表して警察を管理するものとしておるのであります。また中央の警察庁の権限を國の関与すべき最小限の事項に限定しておるものであります。決して権力の集中というふうなものではないのでございます。(拍手)

○國務大臣(大藏卿) お答え申し上げます。たくさんの御質問でございます。して、もし落すようなことがございまして、またあらためて御答弁をいたしますし、委員会で御答弁をいたしたいと思っております。

これは総理大臣の御質問にもかかつていたようにございますが、政治の貧困が生んだ国民の不平不満に基く言動を警察力で彈圧するのではないか、そういう考えではないか。このことは、ついで

先日、本会議ではかの御質問にお答えしたのでありますが、当時総理大臣もお答えしたように記憶しておりますが、治安情勢、社会不安なため取締り法規で事が済むと思うのは末の末でありまして、社会政策と相まつて、よい政治の行われる社会をつくるという努力と取締り法規と両方成り立たなければならぬといふことをお答えいたしました、たしか高橋さんの方でも御賛同を願つたやうに覚えております。その精神で依然おりますから御承知を願いたいと思ひます。

それから、順序が違いましたらごめんをこうむりたいと思います。警察官

が行き過ぎやしないか、そのために警察の執行法と警察手段法を改正する意思があるかどうかが、こういうことでございます。なるほど、戦争前は治安警察法や行政執行法というものがありまして、御承知のように、治安警察法は、集会や言論の取締りについて、いささか濫用のときもあつたように聞いております。また行政執行法も、検束で、俗に言うたらいましというふうなことも、これによつて行われたものであります。これによつて、憲法の基本

は、刑事訴訟法や警察官等職務執行法を基礎としたしまして、必ず人権を擁護する、人権の擁護についての觀念の對に昇給させないという嚴格な規定で、絶対に昇給させないという規定を設けてやっておりますから、ただいま御指摘のように、あらためて職權行使の新しい改正をやるという必要はないように思っております。しかし、御心配の点はこの上とも煩をつけないと思っております。

次に、検事と警察の統合をどう調整するか、圍繞了解事項があるようであるが、それは法律でない了解事項があるくらいならば法律の表面に出すべきで、はなかつたらう、こういうお話でございます。なるほど、お話のような圍繞了解事項はございませう。と申しますのは、警察庁長官は、個々の犯罪捜査の指揮はこの職務に含まれていないという了解事項が一つと、それから警察庁長官が犯罪捜査に関し一般指示を行う場合は、あらかじめ検事総長と連絡すること、この場合にも刑事訴訟法

第百九十三条の適用があるとするこ
と、文章は少し違いますが、こうい

了解事項がございます。そこで、なぜこれを法律に入れないかと申し上げますと、今読み上げました事項はいずれも当然過ぎるほど当然なことでありますが、教多め第一編の末編に対して心得のためにとりきめた事項でございますから、当然過ぎる意味もございまして、あらためて法律に入れるのは、かえつておかしいのではなからうか、こゝういう意味で了解事項にとどめた次第でございます。

それは実は非常に大きな問題でございまして、自治体警察方面の反対のいろいろなお話のうち、この給与待遇がかわるのではないかと、人員整理の場合、自治体警察の方をなるべくずしにだん／＼数多く整理して行くのではないかという心配が、反対御意見の底に流れている主要な御心配であるように思っております。これに関しまして、御承知のようになります。今度国家地方警察と地方自治体警察とが一本化して、これは両方よくなくしまして都道府県警察になります。

して、都道府県職員の水準による給与ということになりますと、実際のお話が、今の自治体警察の給与よりこの水準は下まわると思っています。その差額は全額調整金をもつて償うことになりました。しかも本俸が下つたからといって、先ほど提案理由の中で申し上げましたように、恩給その他は通算して元と同じということにいたしましたから、御安心をお願いしたいと思います。

警察官の素質、とかく治安のことばかりに気がとられて、人民の生命、人の安全ということが、置かざればならぬ。

民のための警察という觀念が薄いのではないかという問題でございます。こ

の点が戦後の警察の問題で実は一番重要な問題の一つであると存じます。それで、警察関係の諸学校におきましては、広く社会の名士あるいは社会学が素養できるような講師に来ていただきまして、人間としてまず出発する一警察官としてまず出発するのではなくて、社会と折合いのいい人間として出発して、その社会と折合いのいい人間の職務の次に警察官、こういう順序になるように觀念を植へつけておりますか。

ら、この点も御了承を願いたいと思います。

最後に、歴大な暴力に対して十分責任をとるためには警察組織法のみでは足りないが、政府はこの組織のもとにいかなる程度の具体的警察力をもつて秩序維持ができるかと思つてゐるか、この問題でございませう、これはいづれ委員会でも詳しく申し上げたいと思いますが、今度の機構改革の中心は、警察力の増強でなく、その効率化でございませう。従つて、その効率化を目的としています。従つて、一万人の職員を定

○副議長(原彪君) 西村力弥君

〔西村力弥君登壇〕

○西村力弥君 私は、日本社会党を代表して、提案になりました。警察法について、吉田総理大臣並びに関係各大臣に重要な点について質問を行わんとするものでございます。

近來、政府は、口を開けば占領政策の行き過ぎを是正すると称して、民主主義的諸制度を改廃し、基本的人権の侵害をあえてなし、民主的な諸権利を圧縮し、これを剝奪しつつあることは、

日本國民と國家とにつてまことに不幸であり、かつまた悲しむべき現実であると思ふなければならぬのであります。(拍手) 破壊活動防止法は、われ／＼の思想、言論の自由を不斷の恐怖のもとにせらし、労働法規の改悪は、働く者の権利を次々と弾壓してしまつたのでございます。今や、この警察法の改正と、また近く上程を見るであらう法の改正と、また中立性の維持に関する法律によつて、保守反動独裁は、まさに頂点に達せつて、保守反動独裁は、まさに頂点に達せ

んとしておるのでございます。(拍手)
もちろん、われ／＼としましても、占領政策の中でわが国の実情にそぐわないものは、これを改めるにやぶさかでないはずはないのでございしますが、事いやすくも国家の基本性格にかかわる警察制度とか教育制度とかについては、ゆめ輕々しくこれは抜かれてはならないのであります。この点につきましては總理大臣の御見解をうたしたいのでございしますが、このたびの警察法の制定にあたりましては、まことに輕率

であると思うのでございます。
(拍手)

ただ

度は、自治体警察の存続によつてせつ
かく民主的に仕組まれて来た権力相互
の牽制均衡というものを一挙に解体す
る、警察権力の一切をあげて中央に集
権化し、恐るべき警察政治、能事至上
主義を目標とする弾圧警察に復元せん
とするものであつて、われ／＼の断じ
てこれは許容し得ないものであります
。一月十四日閣議決定の警察法改正
要綱を見、今また大憲法務大臣の提案
理由の説明を拝聴いたしました、それ
がいかに盲算巧みにつづられて、また語

られましても、われ／＼の不安と疑念はいささかもぬい去るわけには参らないのでございます。

現行警察法は、日本国憲法及び教育基本法とともに前文を付してある最も重要な法律であります。その前文には、地方自治の推進と人間の尊厳の確保、個人の権利と自由を保護するために、国民に属する民主的権威を組織する目的をもつてこの法律を制定する

と、まことにすつきりと言い切つておるものであります。この精神をもつて現行警察法は一貫されておるのでございます。しかるにかかわらず、新警察法は、その目的として「個人の権利と自由を保護し」、「民主的権威を組織する警察の管理と運営を保障し」と述べていたが、且つ、能率的にその任務を遂行するに足る警察の組織を定めることを目的とする。」と規定しておるものであります。前段は確かに民主警察の理念に立つものであつて、現行警察法の前文に相当するものであると思つておりますが、「且つ」という一語でもつて展開される後段に至つては、人間の尊厳を極端に無視する能率至上主義に転化しておるのであります。現行警察制度の百八十度の転換を如実に示しておるものであるといわなければならぬのでございます。

いかに反動政策を遂行する吉田政府としまして、今あたりに民主主義の旗をおろす勇気を持ち合せてはおりません。反動政策の正体をいかにして見せまいかと、民主的ウェールをもつて振装することに腐心しておる姿は、この警察法の第一条に明らかに看取されるのでございます。(拍手)現行警察法の前文をはきとつて、形式的に新警察

法の目的の前段に載せ、いかに民主的保障と警察の能率化の調和をはかつており、その調和をもつて新警察法の基本性格としておるのかのごとく見せておるものでございますが、このことは、法案をいかに逐次検討するときにあたつて、まことにそれは見せかけだけのものであるということが明瞭になつて参るのでございます。

まず公安委員会であり、強大な権力である警察が政治から独立して、国民の直接意思を反映する公安委員である限り、その資格制限は厳重になされなければならぬにかかわらず、今回はそれを大幅に緩和されておるのでございます。絶対服従を生命とした旧職業軍人も、またボタン一つで全国津々浦々の警察網を一時にして動員したことに対して郷愁やみがたい旧内務官僚もこのポストを占めることを認められ、国家公安委員会を代表する委員長には政党内閣である内務大臣をもつて充てられておるのであります。しかも、人事に關する権限は、警察庁長官及び警視總監の任命にあたつては内閣総理大臣に意見を述べることとなり、懲戒罷免の勧告権を持つこととございまして、曲りなりにも住民の意思を守り、政治権力から独立していた本来の公安委員会の姿は、まことに見にくくも消え去つておるのでござい

ます。内閣総理大臣に任命される警察庁長官は、全国七管区の警察局長、道府県警察本部長及びその他の警務局長を任命し、道府県警察本部長並びに警務局長は地方警察官を任命するといふ、人事権の系統をもつて全警察機能は中央集権化し、政治警察化は避け得ない事実となつて来るのでございます。公安

委員会に懲戒罷免の勧告権があるからとか、公安委員にその人を得ることによつて大義法務大臣は期待しておるのでございますが、官僚機構を決定的に左右するものは人事権の帰属であつて、人の善意にたよつて事を処するのでは、決して手ごたない安全な道ではないのであります。

かくのごとく考へて参りますときに、新警察法は民主的保障と能率化の調和を性格とするものでなく、法第一主義の前提で、今までの警察はこうだつた、これからの警察は目的の後段に示されている通り、明らかに能率至上主義に百八十度の転換を行つたといわざるを得ないのでございます。(拍手)また、自由党の某議員の語によれば、法務大臣は今次の警察法改正は革命だと思はれたといふことでもあります。まさかその通りだと私は見るのであります。法務大臣の見解を承りたいのでござい

ます。次に私のお尋ねしたいことは、内閣の責任と権力の帰属という問題についてでございます。民主主義社会において、権力の配置は互いに牽制し、均衡を保つようにならなければならぬことは、さきにもちよつと触れたのでございまして、吉田総理はワン・マンと呼ばれておるのであつて、今やあらゆる権力をその手中に収めて、絶大な独裁的権力の権化となつておるのであります。直接侵略に対抗する自衛軍を統帥し、秘密思想スパイである公安調査庁を握り、今や警察庁長官及び警務總監の任命、国家公安委員長に國務大臣を充てることによつて全警察権を掌握せんとし、教育の中立性保持に名をかりて教育を吉田政府の欲する

方向に規制し、また行政府首長として全官僚を抑へ、思うことならざるはない権力者の地位に鎮座しましとんとしておるのでございます。臣僚は今や元首化になつたのかと疑われるのでございまして、それからいふか、総理の権限入りは、国歌が代と軍艦マーチをいつてこれを迎え、六メートル周囲に護衛されたと新聞は報じておるのであります。越えて自由党大会においても、国歌と軍艦マーチに迎せられてわが世の春を謳歌したといふことでもあります。(拍手)しかしながら、福岡からの歸り道、大阪飛行場に着陸せんとした吉田総理が、アメリカ側の許可を得て、四十分間飛行場の上空を旋回して待機したといふことは、あまりにも悲しい日本の現実と言わなければならぬのでござい

ます。(拍手)とにかく、民主主義を理念とするわが国の政治が権力の集中のもとに置かれることは、正しいことと云えるであらうまいやうか。党内ワン・マンなら、われ／＼は関知するところではございせんが、国家権力を一身に集中した権力者は、民主主義の前進のためにわれわれは断固として認めるわけには参らないのであります。(拍手)このことは、いづれこのままでは済まされな

い。必然的な方向をたどつて、何らか権力分散の方向をたどるであらうと思つてござい

いて、いかなる方針を持たれておりますか、御答弁をお願いしたいと思つてござい

ます。次に私のお尋ねする点は、現行警察法はわが国情に適しないので、これをわが国情に即応する組織に改めなければならないという理由についてであります。わが国の自然環境では民主警察は育たないといふならばいざ知らず、またわが国の市町村財政が貧弱そのものであつて、自治警察の育成は不可能である、これが日本の国情であると申すのであります。確かに、充足当時の四分の一にその数を減少した自治体警察は、これらのすべてが警察維持の財政負担に耐え切れな

い。この幾分かを地方財政に投入してあつたならば、自治警察は住民の警察として完全に守られたはずであります。(拍手)政府は、もろい子殺しのそれのごとく、十分な財政的カローを自治体に補給せず、榮達失調の自然死に自治警察を追い込んでしまつたといふのが実情でござい

おるのでございます。日本人はいろいろ美点がござりますが、命令が二つのところから出て、しかも似たような仕事をする場合が、一番うまく行かない。幾多の美点があるにかかわらず、これが一番日本人に向かないやり方である。これは私の信念でありまして、その民族の本性に向かない点は改めなければならぬのじやないかということ、今度組織の一本化をはかつたのであります。云々と答えておるのでございます。これは大臣の信念としては、ことに重大であると思つたのでございます。このことは、日本人は本来的に民主主義の建設能力に欠けておるのだということを断定しておる言葉だと認めざるを得ないのでございます。この点に關して、大臣は今でもそのようにお考えでございますか、御答弁をお願いしたいと思つたのでございます。

政治警察、彈正警察に切りかえることを正当化するために政府の言わんとするところは、この警察法の改正を必要とする国の事情というものが、内外の情勢の緊迫と猛虎のごとく恐れをなしている共産党の蜂起の危険ありとする二点にあると思つたのでございます。しかし、東西の緊張は、吉田総理も認めておる通り、一応緩和しておるのであり、猛虎のごとく恐れをなしておる共産党の排除は、警察網の整備強化、あるいは保安隊による武力弾圧もよくなし得るものではないのであります。治安確保の要諦は民生の安定を期するよい政治にあることを銘記すべきであります。国民が政治を信頼し、政府また國民を信頼するところにこそ治安確保の道は存するのであります。國民を監視する政治のもとには、断じて静謐

は求められないのであります。(拍手) この点に關し吉田総理の答弁を求めるものでございます。現行警察法におきましても、緊急非常事態に処する方途を立てられておるにもかかわらず、かくも極端な中央集権警察國家への復讐を強行しなければならぬその真の理由は那邊にあるのでございましょうか。私は次のごとく思つたのであります。日本人はもとと暗乏生活をして防衛強化の努力をすべきであるとして、タレスから炯視され、来日の世界銀行団から露骨にデフレ予算を力説せられ、さもなくばMSAも外資も望み薄であると脅迫され、一も二もなくMSA再軍備を本格的にやろうとするその地ならしを強行するところにこそこの警察法改正を必要とするものがあると思つたのでございます。アメリカ製の大陸のために耐乏を押しつける吉田内閣の露威政策が、彈正警察を今絶対的に必要とするものでございます。経済自立のために、貿易の赤字解消のために、耐乏予算のやむなきを脱く政府は、しかば何かがゆえに食糧増産の計画や産業設備合理化に必要な財政投資を軒並に削減したのであるか。しかも、何がゆえに他方において防衛関係経費のみを大幅に増額しているのか。不渡り手形の激増、中小企業倒産、失業率の激増、働く労働者の生活窮迫等、アメリカ露威の耐乏予算の押しつけは、やがて深刻な事態を招来するであらうことは不可避であつて、このことに備えて早急に彈正警察に切りかえなければならぬのが今この警察法改正の真相と申すべきであります。(拍手) 警察法の改正を行つて責任を明確ならしめるといふことは、一体だれの

ためにささげんとするのであるか、あまりにも明白なものであるか、あります。たゞ強力な権力をもつてわれわれを威圧し、窮乏のなきまで引きずることは可能であつても、一滴の水たりともこれを飲むことをしないという断固たるわれわれの決意を吉田総理は知るべきであります。民主主義を建前とする現警察制度のもとにおいて、その職權の濫用逸脱は頻発している現状であります。佐賀県において、福岡県において、北海道において行われた警察の組合分裂政策、あるいは平和教育隊の組織、これは鹿児島、愛知、静岡、群馬、茨城、長野、新潟、山形、青森等全国に行われ、鳥取で行つては青年団の思想調査が警察の手で行つては罪なき労働者二名の頭を割り、深き脊髄に達し、背肋液百九十五の重傷を負わしめて、また一月二日二重事件発生当日の國警察備方針は、斎藤國警察官の答弁によれば、警察の第一は陛下の御安寧に置いたといふのであるが、天自警察といふがごとく觀念が警察精神の背骨として次第に復活しつつある。大憲法務大臣はこれをいかに見るのであろうか。(拍手) 警察一本化を急いで能率を求めよう、まずこれらの觀念を、あるいはまた行き過ぎを是正してこそ其の民主警察であると言へるべきであつて、このことこそ急務であるのであります。この点について法相の見解を承りたいと思つた。現職の警察官はもとどが、警察一本化による政治色の濃化に対しては危惧し反対しておることを、また法務大臣はよく知

るべきであります。民主警察を標榜するたゞいまでさえても、このような行き過ぎがなされてゐるのに、中央に統合されて警察國家の形態になつたあかつきにおける警察權力に対するわれわれの脅威といふものには、いまだ恐れをなしておるものでございませう。次に、堀田國務大臣にお尋ねいたしますのであります。そも、公共の秩序の維持は市町村の固有の事務であつて、しかも数々列記されてゐるその勢頭に掲げられてゐる、ところからいたしまして、自治体の機能、機能として重要なものであります。これが完全に剝奪されて後に残る自治体は、眞の自治体と申せるものなりやいなや。みずからの治安と教育に対してあらゆる努力を払つて今日に至つたのが自治体であり、またこれが眞の自治体の姿であると申すべきであります。かるがゆえに、自治體を廃止しようとする場合には住民の投票に訴へよう、規定してあるのであつて、これが一片の法改正により全面的に取上げられることは自治體の侵害と思ふないのであるか。(拍手) なおまた、税金と寄附金の釐出によつて粒々辛苦の末葉き上げた警察の財産を無償で都道府県に譲渡せしめることは地方財政法違反であると思つたが、前回と違つて有償譲渡の道も譲ぜられておるけれども、原則としては無償とする法の建前は地方財政法違反と思つたのでございませう。また、現在普通地方公共団体は都道府県、市町村の二段階となつておるが、道府県は半官的自治体であり、しかもこれらの知事を公選制に復活しようとする吉田内閣の方針は堅持されておるのであります。しかも今度の警察は府県警察と呼称する國警

一本に仕組まれておる等の諸点から、将来当然自治體の姿に変化を見なければならぬと思つたのでございませう。その構想をお示し願ひたいのでございませう。(拍手) なお次の一点は、現在強く推進されつつある町村合併は、どうなるのであるか。市町村規模を拡大強化して自治能力を基礎づけるこの町村合併は、その最も主要な固有事務である警察事務を失つた以後はいかなる意義を持つのであるか、疑いを持たざるを得ないのであります。町村合併は単に經費削減のために行つた行政整理的な意味のみを持つのであるか、自治庁長官の答弁をお願いするのでございませう。(拍手)

私が結論として申し上げたいことは、今回の警察法改正は、人間の尊厳を能率主義に置きかへ、民主社會の權力の均衡を破壊してその一元集中をはかり、地方自治を侵害して中央集權制に改め、國家が個人に率仕する政治形態を、全体のために個人が率仕するといふ恐るべき全体主義的方向に転換するのであつて、明らかに民主主義を否定するものであり、現行憲法に精神に違反するものと断定せざるを得ないのであります。

「時間々々」：及び、その他発言する者多し

○副議長(廣庭君) 西村君、申合せの時間が来ておりますから、簡単に願ひます。

○西村力弥君(無所属) この警察法の改正も、また近く提案される教育の統制を意圖する教育の中立性の維持の法律も、ともに憲法違反を犯しておるものであつて、即時撤回方を強くわれわれは要求せざるを得ないのでございませう。

人類不變の真理である民主主義の建
設をこれから本腰にやらなければなら
ないわが国の治安警察は、個人と社会
に治安の責任を求め、住民と警察の協
力を基礎とする自治警一本に徹するこ
とこそ正しいのであつて、この主張と
政策を持つわが党の立場こそ正しいこ
とを強く宣明して、私の質問を終るの
でございます。(拍手)

○国務大臣(緒方竹虎君) お答えをいたしました。が、今般の警察法の改正によりまして、警察権がすべて内閣総理大臣の手中に握られてしまふというおそれには決してございません。警察行政につきましては、その中立性を維持する建前から、総理大臣の所轄のもとに合議機関としての国家公安委員を置き、警察庁を管理せしめておるのであります。みずから警察権を掌握するものではないとございせん。国家公安委員の任命につきましては国会の同意を要しませんが、また警察庁長官の任命につきましては国家公安委員の意見を聞くことを要する。長官は特定の事項につきましては国家公安委員会の管理に服して職務を行うのであります。緊急事態の場合を除きましては、職務

○國務大臣(犬養健君) お答えを申し上げます。順序不同でございましたが、御了承願います。

格拡大というのはおかしいではないか、こういう御質問でございました。これは御承知かとも思いますが、今までの資格が非常に狭うございまして、従つて、世間で批評して、公安委員はお医者さんか坊さんかというのは、社会の声そのものが、資格が狭過ぎるという意味であらうと思います。十何年前に一べん官吏をやつたから絶対公安

有為の人材を集めることができませんので、今般資格を広げたわけでございます。但し、提案理由に申し上げましたように、検察官並びに警察官の前の履歴のある者はこれは遠慮した方がよいかろうというのであれば、要するに、この資格拡大はごく社会常識に合つていると思う次第でございます。(拍手)

それから権力の均衡ということを中心考へなければいけない。これは趣旨においてまったく御同感でございます。ただいま副総理が言われた、任命と重複したすかもしませんが、任命する場合にも、一人で任命をしないで、公安委員会にかけ、一方公安委員会がこれは不適当だと思ふときには、いつでも懲戒罷免の勧告権を発動すること

それから、今度の警察制度の改正は、法務大臣が革命じやないかということを書つたというお話であります。が、一度もそんなことは言つたことがありません。

いと思います。
それから、自治警察をだん／＼榮譽失調にして自然死におもむかしめて、そうして制度をかえるのじやないかと、いうお話でございますが、たび／＼申し上げますように、今度の警察法改正は、自治警察が悪いからかえるとかいうのではないのでありまして、目頭申上げましたように、国家地方警察は

ており、自治警察は自治的精神に過ぎず、国家の性格を欠いているから、両方えこひいかなしに廢して府縣警察をつくると、こゝう申し上げているのであります。もう一つ申し上げますならば、自治警察は決していわゆる榮榮失調ではないのでありまして、今度府縣の水準に給与をきめますと、損をするのは自治警察であつて、それを調整權で元の通り多い月給にして差上げましたというのは、冒険をかえれば、自治警察の方が榮榮がおありになる、その榮榮を保つ措置を調整權でやろうということになるのでありまして、自治警察だけが榮榮失調とは存じておりません。それから、これは大切なことでございいますから特に申し上げたいと思ひま

る場合がどうも不適當であると確かに申ししたのであります、この信念は今でもかわりません。それで、これが民主主義に適合するとか適合しないとかいう

な法律をつくり出すときも、これは事実上実施される場合の国民に与える影響ということが実効法として価値の中心になることでございますから、どんな法律をつくつても、民族の特性を公正冷静に批判するというのが政治であらうと思います。逆に、日本人は美点ばかりあると申したら、戦時中の思想傾向と同じでありまして、かえつて賢

かと思ふ次第でございます。

もう一つ、この警察法改正では天皇を神格化するんじゃないか。そういうことは全然別問題でございますが、このよい機会に國務大臣として申し上げますには、現在の天皇と國民との關係は一番理想的であります。國民は象徵としての人間天皇に育つに言われぬ親愛感を持つてゐるのであります。この關係を古きよさかのぼつてもう一度神格化するというような思想は現内閣は毛頭持つておらないことををはつきり申し上げたいと思ひます。(拍手)

(國務大臣塚田十一郎君登壇)

○國務大臣(塚田十一郎君) お答へ申し上げます。

第一の点は、私どもは警察行政には

第二に、自治体所有の治安関係財産は財政法違反じゃないかというおす。

げますならば、財政法第八條違反じゃないかというお尋ねだと思ふのであります。法律でもつて法律に違ふきめをするのでありますからさしつかへはありませんが、実質的に見ましても、御承知のように、公有財産は公用財産であり、引續いて同じ目的に使うものでありますから一向さしつかへないのであります。こゝういふ考え方をいたしたのじやないか、こゝういふ考え方をいたした

それから第三のお尋ねであります
が、これはおそらく将来われ／＼が考
えております自治体の性格の変更、特
に附属の性格というものの変更と、今
度のこの警察制度の改正がうまくマツ
合するかどうかというお尋ねではな
いかと思うのであります。私どもは、將
来のそういう制度の変更も、今度の警
察制度の改正と関連して物を考えて参
りたい、こういうふうに考えておりま
す。

第四の点は、町村合併をせつかくし
ても、警察行政のような大事な仕事を
市町村から取上げてしまつては意味な
いじやないかということであります。上
げましたと同じ考え方で、お答へ申し上
げました。これは第一間にお客でも警
察行政は市町村よりも附属の方が適當

昭和二十九年二月十六日 衆議院會議録第十号 警察法案外一件の趣旨説明に対する門司君の質疑

である、という考え方であります。

○副議長(原健吉) 門司君。

〔門司君質問〕

○門司君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程されております警察法案に關しまして、総理大臣並びにその他の閣僚に對しまして、三、四の質問をいたしたいと思つております。きょう私が質問をいたしますのは、主として法案の内容に對しましては委員会に譲ることにいたしまして、警察法改正自体の概念その他について一応大臣の所見を承りたいと思つておりますので、どうか各大臣は率直にその意見を申し述べていただきたいと思つております。

第一に、内閣総理大臣にお伺いをしておきたいと思つておることは、仄聞いたしますと、今国会で保安庁法の改正をされて、事実上の陸海空軍の設置が行われるやに聞いているのであります。そういったしますと、その統帥をだれがするかということもきわめて重要な問題ではございまして、おそらく今日の日本の情勢におきましては、そのかつての統帥権にひとしいものは総理大臣が把握されるであろうことは想像にかたくなないのであります。こう考へて参りまして、今回の警察法の改正を見て参りますと、明らかにこの警察法の改正は、その権力を國家に集中して、先ほどの諸方閣僚の

答弁では、必ずしも内閣総理大臣が警察の束縛を握るのではないという、きわめて奇怪な答弁を承つたのであります。したが、法案をよく見ていただきたい。警察行政の第一線に立つて聞いて、第一線においてすべての警察行政を責任をもつて遂行しようとする警察局長官の任命は内閣総理大臣がするということに間違ひはないのである。(拍手)そう考へて参りますならば、内閣総理大臣がこの警察権を掌握するものであると申し上げても決してさしつかえない。従つて、私が最も杞憂いたしましたものは、一方においては陸海空軍を握り、一方においては内政の最も権力行政であります警察権を内閣総理大臣が把握いたしますならば、かつての天皇以上の権限をここに総理大臣に与えることになつて参るのであります。

(拍手) かくなつて参りますならば、今日の民主憲法はまったく否定されて、民主主義は蹂躪されて参りますと同時に、その結果は明らかに一党独裁の恐るべき暗黒政治の再来を私どもは懸念せざるを得ないのであります。(拍手) この暗黒政治を招来するといふことが必然的にあるといふことを何人が否定することができ得るでございませうか。私は、かくのごとき権力のすべてを國家に集中するといふこの警察法の改正に對して、内閣総理大臣の明確なる所信を伺いたいと思つております。(拍手)

次に、この法案の骨子といつたしますものは、すべて治安の確保を夢見ておるやうでございまして、治安の確保といふものは、最も大きなその素因は民生の安定でなければなりません。今日、治安の確保は、民生の安定こそが社会秩序の保持の上において最も重要なものでなければならぬ。その大きな素因となつて参るものは、国政と社会秩序との関連性でなければならぬと思つておるであります。従ひまして、まず治安の確保にその重点を置くこととするならば、民生の安定のないところに断じて社会秩序も治安の維持も困難であらうといふことは、これまた何人といへば否定することができないと思つておるであります。(拍手)

今日の世相をわれ／＼が見て参りますならば、自由党が五年にわたる長い間の政権保持のために、自由気ままな経済政策を断行し、その結果として、過般の本会議において、小笠原國務大臣は、いかにもそのことが國民の罪である、國民のなせるわざであるがごときことを申し述べられて、そうして耐乏生活を國民にしろといふやうな、おのれの非を國民に転嫁することゝ演説をされたことは、非常にわれ／＼の遺憾とするところでございします。(拍手) こう考へて参りますと、その國民大衆が、政府自身の責任を國民大衆に転嫁されてまでも今日耐乏生活をしられて、しかも二十九年度の予算の内容では、多くの軍備費はその

まま増額を認めておきながら、民生の安定に使われまする方面だけは圧縮して國民に耐乏生活を要求いたしておる。まさうな今日の生活不安の状態において、権力だけを強めて治安の確保をしようといつたしますならば、そこには明らかに國民大衆はその権力の前に屈服して、あるいは政府の考へておるやうな政治が行われるかもしれない。しかしながら、その権力によつてして治安を確保しようとするならば、税政のそしりを免れないであらうといふことを、まず政府自身はよく考へていただきたいと思つておるであります。

(拍手) 國民に恐怖と敬遠を与えて参りますならば、警察行政は遂に民衆から孤立するのやむなきに至るであらうと考へざるを得ないのであります。警察行政が民衆から孤立するところ、これまた総理大臣から懇切なる御説明を承つておきたいと思つておるであります。次に法務大臣にお聞きをしておきたいと思つておるが、この警察法の改正にあたりまして、その提案理由の説明の中では十分何うことができ得なかつたのでございまして、われ／＼が仄聞するところによりまして、今回の警察法の改正の最も大きな要素は、警察の能率化であるといふことが考へられておるといふことであるならば、一体いかなることがこの警察の能率化に必要であるかといふこと、言いかえて申しますならば、警察権の強力化を必要とするやうな治安の乱れが事実上いふにあらうかといふこと、あるといつたしますならば、その事実をひとつ示していただきたい。私はかく考へますと同時に、この警察法の改正は、おそらく労働争議でありますとか、あるいはデモ行進であるとか、かつての破壊活動防止法、あるいは電産、炭労のストライキの規制法、やがて実施されようとする教員の政治活動禁止法等の法案に對しまして、これらの取締りを必要以上に強行せんとする下心のもとにこの警察法の改正が行われるという、(拍手) いわゆる吉田反動内閣の露骨なる現われではないかと考へておるのでございします。この点に對して、いかなる事件によつて、いかなる角度から警察権の集中とその強化をはからなければならぬかといふ、その事実を示していただきたいと考へておるのであります。(拍手)

さらに第四点としてお伺いをしておきたいと思つておることは、民主主義の社會で國民が最も強く要求しておるものは何であるかといふことであります。それはおそらく、人間の尊厳と、基本的人權と、自由でなければならぬと思つておるであります。そこには必然的に社会秩序が要求され、その社会秩序をいかに維持するかといふ

ことについての一つの方法としての警察制度という社会制度であつて、この制度は、あくまで個人と社会の責任と自覚において、自治的組織であるべきであるということが当然でなければならぬ。私は確信をして申し上げるのであります。(拍手)従ひまして、今日施行されております民主的自治警察がその本質であり、建前でなければならぬが、今度提案されております改正案は、府県警察を申し上げまして、それは単なる名ばかりであつて、実体は完全なる中央集権的国家警察であり、反動立法と断ぜざるを得ないと思ひますが、(拍手)この警察法自体に對して、これが府県自治体を単位とした自治警察であるということが法務大臣にはつきり言えるかどうか、明確なる御答をお願ひしたいと思ひるのでございます。(拍手)

次に第五点としてお伺いをいたしておきたいと思ひますことは、過去のわが国の警察制度があまりにも権力的であり、そして警察国家といわれ、またあるときは政争に巻き込まれるの誤りを犯して来たといふことは、天下周知の事実であります。従ひまして、国民により恐れられ、ことに国民が基本的人權と自由を迫害されたといふことは否定のできない事実であると思ひますのであります。従ひまして、現行民主警察法施行以来、地方自治体及び住民は、多くの犠牲と非常なる努力によつて育成されつゝある住民のための住民の警察たらしめんとして、警察当局もまたともに協力していることは、いなめない事実であります。機構の簡素化、あるいは費用の節約、あるいは能率化をはかる必要がもしあるといひますならば、あくまでも民主的の現行自治警察の建前のもとに改正さるべきであつて、国民の多くは警察権力の中央集権化による警察国家の再来と政変化に對しましては断じてこれを容認しないであらうと私は信じて疑わぬが、(拍手)法務大臣はこれに對していかなる見解をお持ちになるか、御答をお願ひしたいと思ひのであります。

次に、法案の内容に少し触れておきたいと思ひますが、この法律案の内容を見て参りますならば、警察は本質的に、實際的にも政治からの中立性が確保されなければならないと同時に、政治警察や思想警察の具に利用されてはならないものであるといふことは、改正警察法にも書いてある。その条文には何と書いてあるか。すなわち「不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」と、これを明記しておるのであります。ここまでは一応民主警察のような形を示しておりますが、しかしその次の内容になつて参りますと、一体何が書いてあるか。これは先ほどからも申し

ばしば議論になつておりますように、いわゆる国家公安委員会の長を國務大臣といたしまして、そして、公安委員委員五名のほかに置いて、公安委員の代表は委員長たる大臣がその職務を行うと書いてあるのではありません。そして、なお警察庁長官は、この公安委員の意見を聞いて総理大臣が任免することになつておるといふことは、政党内閣の今日、これほどはつきりした政党内閣は私はないと考えるが、(拍手)一体これも政党内閣でないといふ御確信があるかどうか、承つておきたいと思ひのであります。

次に自治庁長官にお伺いをしておきたいと思ひのでございますが、先ほど同僚西村君からも聞かれたのでございますが、今回の警察法の改正は、明らかにわが国民主主義の根柢からの破壊であり、憲法の精神に反し、自治の本義を蹂躪するものであるとわれわれは考えるが、自治庁の長官はこれに對しいかにお考えになるか、その所見を伺つておきたいと思ひのでございます。

さらに、先ほどの自治庁長官の答弁の中に、この警察法の改正については、地方自治体の性格等に対してあるいは改正が加えられるやに私は承つたのでございますが、このことはきわめて重大である。従つて、自治庁長官は十分確信のある、間違ひのない答弁をしていただきたい。私の聞きたいと思ひますことは、警察権というものが中央に集権されて参りますならば、今日の自治体の中で、府県の知事の立場というものは必然的に官選にならなければ、その行政は完全に行われぬだらうといふことは、想像にたかくなないのであります。(拍手)従ひまして、ただいまの自治庁長官の答弁は、明らかに次に来るものは地方長官と申し上げますか、都道府県知事の官選を断行するものであるといふことに考えてよろしいかどうかといふことについて明確なる御答をお求めいたしまして、私の質問を終りたいと思ひのであります。(拍手)

〔國務大臣緒方竹虎君登壇〕

○國務大臣(緒方竹虎君) 先ほどの西村君に對する答弁を繰返すやうなことになりますが、今般の警察法案によつて警察権がすべて内閣総理大臣の手中に握られてしまふといふおそれはまづつたかと思ひます。内閣総理大臣は、憲法のもとにおいて、行政権は内閣に属するといふその政府の長である立場にあるわけでありまして、警察行政につきましても、その中立性を堅持する建前から、総理大臣の所轄のもとに合議機關としての国家公安委員会を置き、国の公安に関する事務について警察庁を管理させているのであります。みづから警察権を掌握するものではございません。

それから、先ほど、この警察法が改正された後においては、総理大臣がまるで独裁君主以上のものではないかといふ意味の御質問でありましたが、今日の議院民主政治におきましては、憲法によりまして國家に彈劾権がありま

ますから主になりますので、国全体からなめて、どこに、あるいは同時多発的な騒擾事件が起るかもしれないという国家的見解を持つという事は、近代国家にとつて必要不可欠からざる問題だと私は思ふのでござい

欠陥があるというので、それを正しようというのが今度の改正でありますので、多少この形式的な民主制の点では、今度の制度がかわつて来ている点は私もあると思ふのであります。しかし、ある国の行政機構が、民主政治の理念を基調としながらも、どんな形でやるのがいいかということ、これは、その国のその他の行政機構がどうなつてゐるか、また財政事情がどうか、治安の状況がどうか、そういうような

のように先ほどお答えを申し上げたのであります。

○副議長(原嘉喜) 只野直三郎君。

〔只野直三郎君登壇〕

○只野直三郎君 私は小会派の只野直三郎でございます。総理大臣、法務大臣、それから塚田長官等に若干の御質問をいたしたいと思ひます。実は、今度の警察法の改正案を見まして、私はここに大きな疑問を感じたのであります。というのは、民主主義の政治の原則は徹底した地方分権をしくことにある。ところが、この法案を見ると、やはり中央集権になるわけがある。そこで、これをどういうふうに処理するのが正しいのかと私は考えました。結果、ここに二つ、三つ御質問をいたします。

ゆうのあんこをいばいつてゐるが、大阪府知事はまじゆの皮だけじゃないか、それで地方行政がうまく行くとするか、こつていふことを話したときに私はこつていふ結論を手えた。それは現状では解決しない、せめて兵庫県と大阪府と和歌山県と一本にしてごらんないか、これを西近畿州と名づけて州の知事を置いて、州知事がその州全体の行政をあつかつたらば、大阪府知事が州知事とかつて、大阪市のことを大阪市長にまかせたからといつて、だれが文句を言ふか、それでもう四隣に日本の地方行政が解決するんじゃないか、こつていふことを私は話した。ところが、今度の警察法改正案を見ると、自治警がうまく行かぬから、もつて来て、これを県に一本化して、中央で統一しよう。中央の統一を私は悪いとは思ひません。これは国家として当然である。ところが、地方の自治警を廃止して府県に一本にしてしまふといふと、これは結局官僚機構にかゝる。それは大阪府に行つてみればすぐわかる。大阪府の知事が警察権の全部を握つて中央と結んだらば、これは地方自治体の団体長としての資格があるかどうか、こつた場合に、大阪府知事がまじめた大阪地方行政機関としての任務の遂行ができるか。こつた

それから、治安の維持、秩序の維持は警察法の改正だけではできないではないか、これは先ほど高橋議員にお答え申した通りでございまして、もちろん取締り法規だけで社会秩序と社会の平穏を保てると思つておりません。たとえば、均衡予算、デフレ予算を国家の大局から必要上組む場合は社会保障

それから、國務大臣が国家公安委員長長になるということは重大なことだ、たいへんな警察国家になるというお話をございしますが、その点は、なぜ国家公安委員長に國務大臣をあてたかと申しますと、ただいま副総理がお話になりましたように、責任の明確化——昨年来いへば、な事件が起りましたも、とかく責任が不明確で困るというのが偽らざる国民の声だと思ふのであります。この解決をいたすことが一つ。但し、國務大臣が何から何まで国家公安委員会を自分の思う通りに切りまわすというのでは、これまた弊害が起りますので、さればこそ、提案理由に申し上げましたように、この国家公安委員長は、ふだんは投票権はございせん。賛否同数の場合だけ採決権を持つというの、ふだんは国民から選ばれた委員会の輿論をもつて意見の中心とするという考え方でございします。従つて、先ほどの御質問のような御心配はないものと考へております。

〔國務大臣塚田十一郎君登壇〕

○國務大臣(塚田十一郎君) 現在の警察制度が、やつてみた結果いろいろな

ます第一に考えねばならぬことは、現状のままで真の民主政治が生れ得るかどうか。たとえば、これは余談になるようですが、私が大阪市に行つてある場所で講演会をしたとき、大阪の市長と大阪の府知事が非常な争ひをしておるといふ事実を大阪市民が私に訴へた。そのとき、私は、それはあたりまた、大阪市の実際の実力を持つてゐるのは市長なんだ、大阪市の実力を十分の九持つてゐる。そうして大阪府知事は十分の一しか持つてゐないのだ、そのような現状において、大阪府知事が権限の拡張を要求するのはあたりました、いわば大阪市長は、まんじ

罪がつかまりにくい警察を決して望んでいないのでございします。この二つの課題、すなわち国民に親しみやすい警察と、犯罪がすぐつかまつて国民が枕を高くして眠られる警察という二つの課題を同時に解決するのが警察法の一

それから、治安の維持、秩序の維持は警察法の改正だけではできないではないか、これは先ほど高橋議員にお答え申した通りでございまして、もちろん取締り法規だけで社会秩序と社会の平穏を保てると思つておりません。たとえば、均衡予算、デフレ予算を国家の大局から必要上組む場合は社会保障

それから、國務大臣が国家公安委員長長になるということは重大なことだ、たいへんな警察国家になるというお話をございしますが、その点は、なぜ国家公安委員長に國務大臣をあてたかと申しますと、ただいま副総理がお話になりましたように、責任の明確化——昨年来いへば、な事件が起りましたも、とかく責任が不明確で困るというのが偽らざる国民の声だと思ふのであります。この解決をいたすことが一つ。但し、國務大臣が何から何まで国家公安委員会を自分の思う通りに切りまわすというのでは、これまた弊害が起りますので、さればこそ、提案理由に申し上げましたように、この国家公安委員長は、ふだんは投票権はございせん。賛否同数の場合だけ採決権を持つというの、ふだんは国民から選ばれた委員会の輿論をもつて意見の中心とするという考え方でございします。従つて、先ほどの御質問のような御心配はないものと考へております。

〔國務大臣塚田十一郎君登壇〕

○國務大臣(塚田十一郎君) 現在の警察制度が、やつてみた結果いろいろな

それから、治安の維持、秩序の維持は警察法の改正だけではできないではないか、これは先ほど高橋議員にお答え申した通りでございまして、もちろん取締り法規だけで社会秩序と社会の平穏を保てると思つておりません。たとえば、均衡予算、デフレ予算を国家の大局から必要上組む場合は社会保障

それから、國務大臣が国家公安委員長長になるということは重大なことだ、たいへんな警察国家になるというお話をございしますが、その点は、なぜ国家公安委員長に國務大臣をあてたかと申しますと、ただいま副総理がお話になりましたように、責任の明確化——昨年来いへば、な事件が起りましたも、とかく責任が不明確で困るというのが偽らざる国民の声だと思ふのであります。この解決をいたすことが一つ。但し、國務大臣が何から何まで国家公安委員会を自分の思う通りに切りまわすというのでは、これまた弊害が起りますので、さればこそ、提案理由に申し上げましたように、この国家公安委員長は、ふだんは投票権はございせん。賛否同数の場合だけ採決権を持つというの、ふだんは国民から選ばれた委員会の輿論をもつて意見の中心とするという考え方でございします。従つて、先ほどの御質問のような御心配はないものと考へております。

〔國務大臣塚田十一郎君登壇〕

○國務大臣(塚田十一郎君) 現在の警察制度が、やつてみた結果いろいろな

ます第一に考えねばならぬことは、現状のままで真の民主政治が生れ得るかどうか。たとえば、これは余談になるようですが、私が大阪市に行つてある場所で講演会をしたとき、大阪の市長と大阪の府知事が非常な争ひをしておるといふ事実を大阪市民が私に訴へた。そのとき、私は、それはあたりまた、大阪市の実際の実力を持つてゐるのは市長なんだ、大阪市の実力を十分の九持つてゐる。そうして大阪府知事は十分の一しか持つてゐないのだ、そのような現状において、大阪府知事が権限の拡張を要求するのはあたりました、いわば大阪市長は、まんじ

を持つて来る。そこを私が考えた場合に、今度の法案というものの提出の時期が悪かつたのじやないか、もう一歩進んで地方自治体の全体の検討をした上で、それに適切な案を出すべきであつて、これはやや早計であつたと思つたのでありますが、その点について政府はほんとうに適切な時期にこれを出しているかどうか、それをまずお尋ねしたいのであります。

私は、州制度をまずつくつた上でこのような警察法が出て来るならば、州知事が全権を握つておいて、自治警といふものを育成する方式をとつたならば、決してこれが中央集権的な反民主的警察国家には絶対ならぬと思つたのであります。それを考へずに、うつかりやるといふと、いづどんなことが起つて来るかわかりません。ことに、これが選挙という問題に結びついて、政党政治が激烈な競争をするようになれば、いゝば政党間の競争がはげしくなつて、どうしてもがまんがでないとなつて、背に腹はかえられないから卑劣な行動が行われたならば、一体どうなるか。これは自衛自衛になる。政治家自身も自衛自衛になり、国民も自衛自衛になる。私は、そういう意味から、今度の警察法に対しては、もつと真剣なものを、つまり抜本根源的な態度でこれを考究すべきであるといふことを主張するのでありますが、これに

対し政府はどういうお考えであるか、それをお尋ねしたいのであります。

ことに、先ほど堀田長官が申されましたが、府県知事の官選を考へるといふに至つては、実は私もこれに対しては驚かざるを得ない。(拍手)これはなぜ驚かざるを得ないかといへば、地方分権の政治はあくまで地方自治なのだ。国民の力で政治を行うといふのが原則なのだ。そういう場合に、現在の公選制度がいけないからといつて、ひつ込んで来て知事官選などにするといふような考へを持つといふこと、そのことが今度の警察法の改正と結んだらどうか、なすまいか。これを説明する余地がない。どうしても説明がでない。官選制度と警察法の改正とがどうしても結びつきます。これが結びついたら、これはどんなに言葉を美しう言つても、やはり警察国家になる危険が多分にあると私は思う。(拍手)その点については、われわれは政党政治を越えて、まじめに検討すべきであると思うために、このようなことを申し上げたのであります。(拍手)

それから次に申したいことは、この警察法の改正で、地方自治警といふものの存在に対して、これを警察法によつて一気に改廃しようといふ考へ方は、これは政治としては情のないやり方である。終戦後、地方自治警が生れて、それによつて日本の警察が民衆と直結して、警察はわれわれの警察だといふ考へ方にだんだんなつて来た。それを、一つの行き詰まりからして、ただちにこれを改廃して、県単位にするといふ方式をとつたならば、今までせっかく自治警をつくり上げたことに努力した民衆の真心は一体どうなるか。ことに、それらのものの存在を認めながら、全体との調節をはかることのかねといふ場合であれば、これはまた考慮の余地もあるけれども、やつてみても、あるいは悪くなるだらうといふことだけの考へ方では、これを一気に改廃するといふやり方は、やはり政治としては親切ではないと思ふ。そういう意味から考へても、私は、今度の警察法改正に関しては、時期的に、余計であるのではないかと、それに對する政府の御見解をお尋ねしたいと思ふのであります。(拍手)

国家の非常に重大なる性格を持つものであるで、これだけが私の間いた点でございしますが、ただ一つ最後にお話をしますことは、今、汚職事件あるいは疑獄事件、こういうものが、国会の内と外で国民の疑惑のもとに盛んに論議されておりますが、このことは少しも憂うに足りないかと私は思います。それは、そういうことが現われておるといふことが安全な証拠です。これが現われないで伏せられたならばどうなりましようか。あるいは相当の地位のある人でも選挙に失敗すればすぐひつかかる。選挙違反に問われる。どんな場所でも選挙違反が堂々とあがつて来る。これはつりばね民主主義であると思ひます。民主主義の証拠だと思ひます。これがもし一つの権力によつて完全にふさがれて、疑獄も現われないやうなことであつたならば、これこそ外方の力で国会が破壊される危険があります。(拍手)私は、そういう意味において、今日の日本の警察はどこまで中立維持の線に立たせるように、警察が右顧左眄せず、安心して自分の信ずるところに向つて司直の手を延ばし得るやうな法律にしておかなければいかぬことだと思ひます。そういうことに対する政府の決意をお尋ねいたします。(拍手)

【國務大臣(樺方竹虎)】お答えをいたします。ただいまの只野君の御質問に對しましては、法務大臣が提案の理由を申し上げたところに尽きておると思ひますが、政府の地方自治に対する考へは、政府といたしましては決して地方自治を輕視しておるわけではございません。ただ警察を市町村に持たせるか府県に持たせるかの差異でありまして、過去六年の経験にかんがみまして、警察事務の公益的な性格から、府県を単位とすることが、警察の運営上、能率上適當だと考えた結果であります。

【國務大臣(犬養健)】お答えを申し上げます。府県自治を尊重する観点から府県国家警察をも廃止したものでありますして、府県警察は、府県の住民を代表する府県公安委員会に全面的に管理せしめることになつております。なお一面、警察任務遂行の国の最小限の要請を満たすために、中央の警察庁に國の公安に關する権限列挙の事項についての指揮監督を認め、きわめて少数の警視正以上の職員を國家公務員とする措置を講じたのであります。決して必要以上の中央集権化といふやうなことを行おうとしておるものではないのであります。地方自治を本旨といたし、あわせて國家的要請に基き調和をはかつたつもりでございます。(拍手)

と思つておるのであります。決して中央集権に行き過ぎた警察國家にならぬ。たゞいまお話のありましたように、日本の國はやはり輿論が健全でありまして、ちよつと疑わしい事件が起つても、輿論の糾弾が非常に敏感なところでございますから、私は日本の國民のその輿論の敏感性というものを相当重く見ているものでございます。

それから中央集権のことでございますが、中央警察庁が治安に關係して地方に指令をいたしますのは、第五條の二項の三号のイ、ロというところによりまして、「民心に不安を生ずべき大規模な災害に係る事案」、これはめつたにごさいます。それから「地方の靜謐を害するおそれのある騒乱に係る事案」、これも日常あるものではないのであります。日常地方にいろいろ連絡指令をいたしますのは、いろいろな制度の調査や企画、これは當然だと思ひます。それから國の予算に關係すること、これも當然だと思ひます。あとに警察の施設とか警察の方針を一定に指令する、通信、鑑識、犯罪統計などを一定の水準として指令するというわけでありまして、治安に關して中央が地方に指令するのは、ごく法律に限定した範圍にしているものでございまして、あのといわゆる普通の犯罪とか交通事故というものは一切府県にまかせるのであります。ことに交通取締りなどは、その府縣の事情によつてまち

まちでもいいのであります。統一規格する気はないのであります。

またもう一つは、公安委員會の効用のほかに、もう一つ言い落しておりました。私は國警が民主化する好個の機会だと思ひます。と言ひますのは、府縣の予算の審議にあたりまして、府縣議會が、今度こそ、公然と公衆の前で、警察の方針について、予算に關して堂々の批判をするのであります。これはなか／＼めつたなことをしてはゆだんのならないことでありまして、この制約のもとに、國警は警察國家というような觀念は、府縣議會の批判の白日のの前にちよつと調整されて行く、この効用を私は相當大きく見ておる次第であります。

以上お答え申し上げます。(拍手)

〔國務大臣塚田十一郎君答へ〕

○國務大臣(塚田十一郎君) 答へ申し上げます。民主政治には地方分権が必要であるということ、それから州制度その他につきましての御意見は非常に傾聴いたしましたが、私も多々同感な点があるのであります。ただ私が府縣の知事の官選というものを考えますのは、この狭い貧しい國に、一万有余の市町村、四十有余の府縣が、みな普通の公共団体としておらなければならぬいかどうかという点に非常な疑問がある。さういふ点に檢討されてしかるべきではないかというふうな考へ方から発しておるのであります。これによ

つて地方自治の方向というものを中央集権にもさうとうとうな考へ方には毛頭ないのであります。しかし問題がきつめて重大でありますので、政府といたしまして、地方制度調査會に本格的な御檢討をお願いしておるという状態でございます。(拍手)

○副議長(原龍吾) 中村梅吉君。

〔中村梅吉君發議〕

○中村梅吉君 すでに質疑の要點は大體尽された感がありますので、私は、日本自由黨を代表いたしまして、きつめて簡潔に二、三の點について質疑を行いたいと思つております。

今度の警察制度の改革にあたりまして、世間ではいわけ角をたためて牛を殺すがごとき愚をあえてするなという警告を発しておるのであります。確かに従来の二本建の警察制にいろいろな欠陥があつた。一長一短のあつたことは事実でございますが、その改革にあたりましては、もつぱら短所の是正というところに専念をされなければならぬと思つております。ところが、すでに議論をされましたように、今度の改革を見ますと、警察制度の中央集権化その他の諸點について、まことに重大なる疑義を包蔵いたしておるのでございます。現政府は教育の政治的中立ということを云々されてございしますが、警察制度も、おそらくそれ以上に最も國民生活に直結いた

しました政治の中立性については完全に確保しなければならぬ重要な問題であると思つております。(拍手)

今までの答弁を拝聴いたしました。これによつて警察権あるいは政治の独裁化は決して起らない、こういうように陳弁をされておるのでございしますが、しかし、法案全体をながめてみますと、公安委員というものはまづたく骨抜きであつて、飾りものにすぎない感がございします。(拍手)なるほど、警察庁長官の任免、監視總監の任免、あるいは地方本部長の任免について公安委員會の意見を聞くことはありますが、法制上これは拘束を何ら受けないのでございします。従つて、公安委員會というものはあつても、なるほど意見は述べても、その意見の実現を完全に期するといふ保証はどこにも立てられないのでございします。(拍手)ことに、政府は、いろいろな角度から、中央の指揮監督あるいは中央の警察庁長官、警察庁が執行いたしますところの事務は、連絡調整あるいは施設、そういうような限定された範圍である、あるいはまた警察庁長官が指揮監督する範圍はきつめて局限されておる、異常災害の場合であるとか、擾亂が起つたような場合であるとか、きつめて局限されておるのである、従つて心配はない、こゝ言われるのでございしますが、しかしながら、何と言ひましても、人事権というものは目に見えな

い、物を言わないところの威力を持つものであるといふことは議論の余地はございません。この人事権を完全に内閣總理大臣が持つ、あるいは警察本部長以外の警因正以上に対しては中央の警察庁長官がその人事権を握るということになりますならば、これは、たとい形はどういふ形にせよ、本質は總理大臣なり警察庁長官の威令が地方にまで行われる結果になるといふことは争えない事実であると私も思ふのでございします。(拍手)この点を考えますときに、今までなされた政府の介助のみをもつてわれ／＼安心をすることはとうていできないと思つてございします。

さらに、もう一つ私が大きな矛盾をこの法案について感じておりますのは、都道府縣警察は都道府縣の公安委員會が管理運営をするのである、こゝなつております。従つて云々、こゝ言われるのでございします。が、しからば何ゆゑに府縣本部長を任免するにあつて府縣公安委員會の意見も聞かないというめちやな制度にしたのであるか、この点を私はたゞしたのでございします。(拍手)府縣公安委員會は府縣警察を管理運営する、その管理運営の對象である府縣警察本部長を任免するにあつて、中央の公安委員會の意見は聞かぬが、府縣の公安委員會の意見は聞かないといふ、こんな矛盾極端はあり得ないと思つております。(拍手)

これは一局部にすぎませんけれども、明らかに警察制度を中央集権化せんとする意図を暴露しておるものであると言われても私はやむを得ぬだろうと思ふ。私はこの矛盾を明らかに承りたい。

さらにまた、ただいま緒方副総理の御説明を伺いますと、府県知事を尊重し、府県単位の警察を確立するのだ、こう言われるのでございますが、もしそうであるとするならば、なぜ公選知事である府県知事がその責任を負うような制度を確立しないのか。府県知事は何らの発言権がないではないか。しかも、府県の公安委員会も警察本部長の任免その他について権限がないではないか。おずかに、失態があつたとか、はなはだしい不合理があつた場合に罷免の勧告権があるというにすぎないのであります。同時に、ただしたいことは、罷免勧告権というものはどこまで尊重されるものであるか。この法案には何らその限度が見出されておられません。任免権が与えられていない公安委員会がおずかに罷免の勧告権だけを与えられておるとするならば、この罷免勧告権というものは最も尊重せられてしかるべきであるはずであります。同時に、この罷免勧告をする場合には、この本部長なりあるいは警視正なり、これ／＼の者はかようにしか／＼の不都合をあえていたしたという具体的事例をあげなければ罷免の勧告がで

きないのか。あるいは、世論がどうも許さない、世間の評判が悪い、あの人間ははなはだしい官僚的であつて、政治警察を行うとか、あるいは捜査にあつて民心を圧迫するとか、どうもよくないから罷免をしてもいいという、抽象的罷免の勧告であつても、これは十分尊重せられるのであるかどうか。この点がわずかに残された罷免勧告権の運営上きわめて重要な点であると思ひますので、私はこれを明らかに承つておきたいと思ひるのでございます。(拍手)

最後に伺いたいことは、先ほど門司議員、只野議員の両氏から知事制度との関連について御質疑がございまして、将来知事制度をどうするかということ、警察法案を審議し取扱う上において最も重要なポイントでございす。旅行先とは言いながら、少くとも吉田総理大臣が、すでに知事制度について、官選は賛成であるとか、その方向に持つて行きたいとか談話をなされておる以上は、吉田総理大臣は不在でございしますが、この席上において、たといそれが間違ひであらうがなからうが、天下の大新聞に伝えられておるのでございすから、この点に対して、政府の責任ある緒方副総理から、将来の知事制度というものについて現内閣はどういう見通しを持つておるか、どういう考え方をしておるかということ、を明らかに承つておかなければならな

いと思ひるのでございます。多分、先刻門司、只野両議員の御質問に關して、この点については政府の態度が表明せられるものと私は期待しておりましたところ、何ら言及されておらないようであります。私は重ねてこの点について緒方副総理から明確なお答えを承つておきたいと存じます。(拍手)

以上をもつて私の質問を終ります。
〔國務大臣緒方竹虎君答覆〕
○國務大臣(緒方竹虎君) お答えをいたします。

制度を改正し、また新たな制度を運営する場合に、いわゆる角をためて牛を殺すというやうなことのないうにという御注意は、まことに適切な御注意であると同つたのであります。

御意見の要点は、政府が人事権を握ることによつて實質的に警察を通して中央集権を強化するものではないかと、この御意見であります。これは、現在の警察制度の六年間の経験にかんがみまして、人事権はかくのごとくするほかにない、今日治安の状況にかんがみ、また六年の経験の結果といたしまして、人事権は今回の改正案にある制度をとるほかにないという結論に達したのであります。が、地方の知事によつて選ばれた公安委員会が罷免監督の権限を持つておる。この権限に対しては、もちろん十分尊重するつもりでありまして、これに対して何らの保証がな

いてはいないかという仰せでありますけれども、今日輿論の監視の非常に厳正である際、また府県議会あるいは国会等の監視のきわめて厳正なる際におきまして、これに對しまして政府がその監視を無視してやることは政治として行えない。すべて、この警察法の改正を初め、こゝろから制度の改正を初め、今日の民主主義という、議院民主制度、今日の民主主義というのを対象にしてお考えをお願いいたしたい。先ほど来、政府が何か保安隊と警察を両手に持つて、いかに独裁國以上の中央集権を意圖しているかのこゝろ御意見もありましたけれども、私は、もし日本の議院民主制度が適正に運営されるならば、そういうことは絶対にあり得ない、われ／＼はお互にみずから日本の民主主義を尊重すべきである、かように考えております。

〔國務大臣犬養健君答覆〕
○國務大臣(犬養健君) お答えを申し上げます。

公安委員会が御りものではないか、さういふおそれはないか、こゝろ御注意でございまして、もし今度の警察法の改正において、名前だけ公安委員会というものをもち上げておきまして、有名無実にして御りものにすると、これは、まづたゞ改正法案の精神が抜けてしまふと思ひます。國家公安委員会の意見を聞くだけでは人事をやるのでは、法制上の保障がないじやないかと

いう御意見でございしますが、一応御心配はごもつとでございす。しかしながら、他方から考えますと、御承知のように、國家公安委員会というものは、國務大臣と同等の特選を受けておりまして、今度は特に人材の範圍を広げましたから、各界の有力者が、しかも國民を代表して國會の承認によつて選ばれるのであります。この意見を、横車を押して、もしも内閣が無視するやうなことがありましたならば、先ほどかたたび／＼申し上げますやうに輿論の指導を受けるのであります。警察というものは、御承知のように、犯罪捜査におきまして、治安の維持におきまして、國民が背中を向けたら大半の効力を失うのであります。この輿論との結びつきというものを私はもとより大きく見ております。先ほど申し上げましたやうに、日本國民の輿論の敏感性というものは相當のものであります。私は、これに反抗する政府というものはどうも國民の人氣を得ないのであります。

それから、府県の警察の本部長を任命するに、都道府県の公安委員会の意見を聞かないで國家公安委員会の意見だけを聞くのはどういふわけか、これは非常に矛盾ではないかという御質問でございす。そこで、國家公安委員というものは、ただおつていてはいけないのであります。國家の中央

昭和二十九年二月十六日 衆議院會議第十号 議長の報告

の公安委員たる職員上、絶えず各都道府県の公安委員と連絡協議をしまして、地方の実情に明るくならなければいけません。またならなければ職務が遂行できません。そこで、なぜ都道府県の公安委員だけの意見を聞くようにしないかと言いますならば、これは率直なお話であります。都道府県の公安委員は、郷土愛の余り、郷土だけのことを考えられる場合もあるのであります。まして、(発着する者多し)これは先ほど只野議員が御指摘になつた通りの弊害が生じ得るのでございます。もちろん、国家公安委員を通じて都道府県の公安委員の意見を十分聞きまされども、公安委員の意向だけでは十分ききあふというのでは、かえつて弊害が生ずると思つてございまして。一昨日の東京の有力な新聞が、今度の警察法改正に際して、予算から各府県の議会の公然の批判を浴びることはたいへんいいけれども、一方府県の有力者が署の設置や人事のことで口をいれる点に反面弊害のきざしがあると云つておられるのであります。この指摘された部分のことが、実は都道府県の公安委員だけの意見で隊長をきめることをやめた原因の一つでございまして。要は、国家本位に適材適所を各府県にそれ／＼任命すると同時に、各府県の特長も、国家公安委員を通じて府県公安委員の意向をくみながらきめると

いう中府性が最も大切だと思つておる次第でございます。

大体以上でございまして。

○副議長(原彪君) これにて質疑は終了いたしました。

次回の議事日程は公報をもつて通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十六分散会

出席國務大臣

法務大臣 大義 健君

外務大臣 岡崎 勝男君

郵政大臣 塚田十一郎君

労働大臣 小坂善太郎君

國務大臣 緒方 竹虎君

國務大臣 大野 伴睦君

出席府縣議員

内閣官房長官 福永 健司君

國家地方警察本部次長 齋藤 昇君

國家地方警察本部次長 谷口 實君

國家地方警察本部次長 柴田 達夫君

國家地方警察本部次長 山口 喜雄君

外務省國際協力局長 伊藤佑二郎君

農林省畜産局長 岡本 貞良

農林省畜産局長 岡本 貞良

農林省畜産局長 岡本 貞良

農林省畜産局長 岡本 貞良

農林省畜産局長 岡本 貞良

農林省畜産局長 岡本 貞良

農林省畜産局長 岡本 貞良

農林省畜産局長 岡本 貞良

厚生省公衆衛生局長 楠本 正康

局環境衛生部長

一、吉田内閣総理大臣から提議長宛、去る二日議長において承認した岡本貞良外一名を同日政府委員に任命した旨、及び同日(農林省畜産局長寺内祥一の政府委員を免じた通知を受領した。

一、去る三日議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

郵政省監査局長 斎藤信一郎

郵政省監査局長 入藤 東輔

一、吉田内閣総理大臣から提議長宛、去る三日議長において承認した齋藤信一郎外一名を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る三日内閣を經由して郵政大臣塚田十一郎君から提議長宛、放送法第三十八条第二項の規定に基き、日本放送協会の昭和二十七年業務報告書及びこれに対する同大臣の意見書を受領した。

一、吉田内閣総理大臣から提議長宛、去る一日三十日議長において承認した今泉兼寛及び稲垣繁を去る五日政府委員に任命し、旨の通知を受領した。

一、去る九日議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

公正取引委員 小川清四郎

公正取引委員 森田 孝

文化財保護局長 森田 孝

文化財保護局長 森田 孝

文化財保護局長 森田 孝

文化財保護局長 森田 孝

文化財保護局長 森田 孝

文化財保護局長 森田 孝

文化財保護局長 森田 孝

文化財保護局長 森田 孝

文化財保護局長 森田 孝

文化財保護局長 森田 孝

文化財保護局長 森田 孝

文化財保護局長 森田 孝

文化財保護局長 森田 孝

一、吉田内閣総理大臣から提議長宛、去る九日議長において承認した小川清四郎外一名を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、法務大臣官房総務部長天野武一は去る八日転任したので、その政府委員は自然消滅になつた。

一、去る五日、内閣総理大臣から、公正取引委員会委員に吉田昭二君を任命したいので私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十日河井養議院議長から提議長宛、参議院は公正取引委員会委員に吉田昭二君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

一、去る十日提議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

法務大臣官房 竹内 寿平

法務大臣官房 竹内 寿平

法務大臣官房 竹内 寿平

法務大臣官房 竹内 寿平

法務大臣官房 竹内 寿平

法務大臣官房 竹内 寿平

法務大臣官房 竹内 寿平

法務大臣官房 竹内 寿平

法務大臣官房 竹内 寿平

法務大臣官房 竹内 寿平

法務大臣官房 竹内 寿平

法務大臣官房 竹内 寿平

法務大臣官房 竹内 寿平

法務大臣官房 竹内 寿平

法務大臣官房 竹内 寿平

法務大臣官房 竹内 寿平

法務大臣官房 竹内 寿平

法務大臣官房 竹内 寿平

法務大臣官房 竹内 寿平

法務大臣官房 竹内 寿平

法務大臣官房 竹内 寿平

一、吉田内閣総理大臣から提議長宛、去る十一日議長において承認した丸尾毅外一名を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る十二日議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

法務大臣官房 位野木益雄

法務大臣官房 位野木益雄

法務大臣官房 位野木益雄

法務大臣官房 位野木益雄

法務大臣官房 位野木益雄

法務大臣官房 位野木益雄

法務大臣官房 位野木益雄

法務大臣官房 位野木益雄

法務大臣官房 位野木益雄

法務大臣官房 位野木益雄

法務大臣官房 位野木益雄

法務大臣官房 位野木益雄

法務大臣官房 位野木益雄

法務大臣官房 位野木益雄

法務大臣官房 位野木益雄

法務大臣官房 位野木益雄

法務大臣官房 位野木益雄

法務大臣官房 位野木益雄

法務大臣官房 位野木益雄

法務大臣官房 位野木益雄

法務大臣官房 位野木益雄

法務大臣官房 位野木益雄

法務大臣官房 位野木益雄

法務大臣官房 位野木益雄

昭和二十九年二月十六日 衆議院會議録第十号 議長の報告

理事 山口丈太郎君(理事橋本次郎君去る十二月七日委員辞任につきその補欠) 理事 竹谷源太郎君(理事川島金次君去る一月二十七日委員辞任につきその補欠) 一、去る二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。	法務委員 岡田 春夫君 農林委員 久保田 豊君 運輸委員 竹山祐太郎君 決算委員 山田 長司君 館林三喜男君 片島 港君 議院運営委員 片島 港君 一、去る二日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。	法務委員 久保田 豊君 農林委員 岡田 春夫君 運輸委員 伊東 岩男君 決算委員 片島 港君 竹山祐太郎君 片島 港君 議院運営委員 山田 長司君 一、去る三日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。	大蔵委員会 理事 久保田 鶴松君(理事佐藤親次郎君去る一月二十六日委員辞任につきその補欠) 農林委員会 理事 芳賀 賢君(理事足鹿寛君去る一月二十六日委員辞任につきその補欠)	昭和二十九年二月十六日 衆議院會議録第十号 議長の報告
理事 川俣 清吉君(理事佐竹新市君去る一月二十七日委員辞任につきその補欠) 決算委員会 理事 河野 金昇君(理事藤田義光君去る三日理事辞任につきその補欠) 一、去る三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。	人事委員 池田 清志君 法務委員 久保田 豊君 大蔵委員 福田 繁芳君 農林委員 本名 武君 文部委員 尾関 義一君 農林委員 八木板 正君 八木板 正君 岡田 春夫君 通商産業委員 柳原 三郎君 運輸委員 植木庚子郎君 経済安定委員 吉川 兼光君 予算委員 黒田 壽男君 稲富 稜人君 片島 港君 決算委員 山田 長司君 議院運営委員 山田 長司君 懲罰委員 鈴木茂三郎君 辻 政信君 一、去る三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	通商産業委員 本名 武君 運輸委員 尾関 義一君 経済安定委員 八木板 正君 予算委員 岡田 春夫君 稲富 稜人君 片島 港君 決算委員 山田 長司君 議院運営委員 山田 長司君 懲罰委員 鈴木茂三郎君 辻 政信君 一、去る三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	人事委員 池田 清志君 法務委員 久保田 豊君 大蔵委員 福田 繁芳君 農林委員 本名 武君 文部委員 尾関 義一君 農林委員 八木板 正君 八木板 正君 岡田 春夫君 通商産業委員 柳原 三郎君 運輸委員 植木庚子郎君 経済安定委員 吉川 兼光君 予算委員 黒田 壽男君 稲富 稜人君 片島 港君 決算委員 山田 長司君 議院運営委員 山田 長司君 懲罰委員 鈴木茂三郎君 辻 政信君 一、去る三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	昭和二十九年二月十六日 衆議院會議録第十号 議長の報告
通商産業委員 本名 武君 運輸委員 尾関 義一君 経済安定委員 八木板 正君 予算委員 岡田 春夫君 稲富 稜人君 片島 港君 決算委員 山田 長司君 議院運営委員 山田 長司君 懲罰委員 鈴木茂三郎君 辻 政信君 一、去る三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	人事委員 池田 清志君 法務委員 久保田 豊君 大蔵委員 福田 繁芳君 農林委員 本名 武君 文部委員 尾関 義一君 農林委員 八木板 正君 八木板 正君 岡田 春夫君 通商産業委員 柳原 三郎君 運輸委員 植木庚子郎君 経済安定委員 吉川 兼光君 予算委員 黒田 壽男君 稲富 稜人君 片島 港君 決算委員 山田 長司君 議院運営委員 山田 長司君 懲罰委員 鈴木茂三郎君 辻 政信君 一、去る三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	通商産業委員 本名 武君 運輸委員 尾関 義一君 経済安定委員 八木板 正君 予算委員 岡田 春夫君 稲富 稜人君 片島 港君 決算委員 山田 長司君 議院運営委員 山田 長司君 懲罰委員 鈴木茂三郎君 辻 政信君 一、去る三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	人事委員 池田 清志君 法務委員 久保田 豊君 大蔵委員 福田 繁芳君 農林委員 本名 武君 文部委員 尾関 義一君 農林委員 八木板 正君 八木板 正君 岡田 春夫君 通商産業委員 柳原 三郎君 運輸委員 植木庚子郎君 経済安定委員 吉川 兼光君 予算委員 黒田 壽男君 稲富 稜人君 片島 港君 決算委員 山田 長司君 議院運営委員 山田 長司君 懲罰委員 鈴木茂三郎君 辻 政信君 一、去る三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	昭和二十九年二月十六日 衆議院會議録第十号 議長の報告
理事 杉村沖治郎君(理事吉田賢一君去る五日理事辞任につきその補欠) 一、去る五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。	人事委員 福田 繁芳君 大蔵委員 柳原 三郎君 通商産業委員 本名 武君 運輸委員 山本 幸一君 郵政委員 有田 喜一君 松浦周太郎君 齊木 重一君 電気通信委員 塩原時三郎君 決算委員 天野 公義君 犬養 健君 安井 大吉君	通商産業委員 本名 武君 運輸委員 山本 幸一君 郵政委員 有田 喜一君 松浦周太郎君 齊木 重一君 電気通信委員 塩原時三郎君 決算委員 天野 公義君 犬養 健君 安井 大吉君	人事委員 福田 繁芳君 大蔵委員 柳原 三郎君 通商産業委員 本名 武君 運輸委員 山本 幸一君 郵政委員 有田 喜一君 松浦周太郎君 齊木 重一君 電気通信委員 塩原時三郎君 決算委員 天野 公義君 犬養 健君 安井 大吉君	昭和二十九年二月十六日 衆議院會議録第十号 議長の報告
郵政委員 山本 幸一君 電気通信委員 片島 港君 予算委員 小林 絹治君 庄司 一郎君 富田 健治君 中村 海君 藤尾 弘吉君 原 健三郎君 三浦 一雄君 有田 二郎君 一、去る六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	法務委員 三浦 一雄君 運輸委員 吉川 兼光君 郵政委員 片島 港君 電気通信委員 山本 幸一君 有田 二郎君 持永 義夫君 堀川 恭平君 瀬戸山三男君 濱地 文平君 黒金 泰美君 三木 武夫君 小林 絹治君 一、去る八日議長において、次の通り理事を補欠選任した。	法務委員 三浦 一雄君 運輸委員 吉川 兼光君 郵政委員 片島 港君 電気通信委員 山本 幸一君 有田 二郎君 持永 義夫君 堀川 恭平君 瀬戸山三男君 濱地 文平君 黒金 泰美君 三木 武夫君 小林 絹治君 一、去る八日議長において、次の通り理事を補欠選任した。	人事委員 福田 繁芳君 大蔵委員 柳原 三郎君 通商産業委員 本名 武君 運輸委員 山本 幸一君 郵政委員 有田 喜一君 松浦周太郎君 齊木 重一君 電気通信委員 塩原時三郎君 決算委員 天野 公義君 犬養 健君 安井 大吉君	昭和二十九年二月十六日 衆議院會議録第十号 議長の報告

一、

予算委員 有田 二郎君 黒金 泰典君 瀬戸山三男君 濱地 文平君 堀川 恭平君 持水 義夫君 三木 武夫君 辻 政信君 武夫君 小村 絹治君 決算委員 一、去る八日議長において、次の通り 常任委員の補欠を指名した。 法務委員 星島 二郎君 三木 武夫君 外務委員 予算委員 小村 絹治君 原 健三郎君 中村 清君 瀧尾 弘吉君 富田 健治君 庄司 一郎君 三浦 一雄君 黒田 藤男君 有田 二郎君 決算委員 一、去る九日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。 文部委員 理事 坂田 道太君(理事天野公義君去る一月二十七日 委員辞任につきその補欠) 理事 松平 忠久君(理事前田榮之助君去る十二月十五日 委員辞任につきその補欠) 運輸委員会 理事 岡部 得三君(理事原隆君去る一月二十三日死去につきその補欠)	経済安定委員会 理事 松原喜之次君(理事阿部五郎君去る一月二十六日委員辞任につきその補欠) 理事 杉村沖治郎君(理事菊川忠雄君去る十二月五日委員辞任につきその補欠) 一、去る九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 地方行政委員 文部委員 運輸委員 郵政委員 有田 喜一君 片島 港君 電気通信委員 山本 幸一君 吉川 兼光君 山田 長司君 片島 港君 一、去る九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 地方行政委員 文部委員 運輸委員 郵政委員 松浦周太郎君 山本 幸一君 片島 港君 電気通信委員 片島 港君 稲富 稔人君 片島 港君 山田 長司君 一、去る十日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。 外務委員会 理事 野田 卯一君(理事池田正之輔君去る八月三日委員辞任につきその補欠)	之輔君去る八月三日委員辞任につきその補欠) 議院運営委員会 理事 山本 幸一君(理事正木清君去る十日理事辞任につきその補欠) 一、去る十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 地方行政委員 文部委員 運輸委員 郵政委員 予算委員 加藤鐵五郎君 相川 勝六君 有田 喜一君 松浦周太郎君 富田 健治君 山田 新治郎君 池田 龍治君 松井 政吉君 春日 一幸君 一、去る十日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 地方行政委員 文部委員 運輸委員 郵政委員 予算委員 相川 勝六君 加藤鐵五郎君 松浦周太郎君 有田 喜一君 降旗 徳弥君 中村 梅吉君 一、去る十一日電気通信委員会において、次の通り理事を補欠選任した。 理事 堀原時三郎君(理事堀原時三郎君去る五日委員辞任につきその補欠)	理事 庄司 一郎君(理事庄司一郎君去る一月二十五日委員辞任につきその補欠) 理事 原 茂君(理事原茂君去る十二月十一日委員辞任につきその補欠) 理事 甲斐 政治君(理事松前重義君去る十一日理事辞任につきその補欠) 一、去る十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 法務委員 大蔵委員 文部委員 水産委員 郵政委員 電気通信委員 犬養 健君 鳩山 一郎君 建設委員 辻原 弘市君 山田 長司君 予算委員 降旗 徳弥君 三浦 一雄君 和田 博雄君 一、去る十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 内閣委員 法務委員 大蔵委員 文部委員 水産委員 郵政委員 電気通信委員 飛鳥田 一雄君 三和 精一君 神近 市子君 高橋 英吉君 山本 幸一君	文部委員 水産委員 郵政委員 電気通信委員 建設委員 安平 鹿一君 和田 博雄君 予算委員 富田 健治君 櫻内 義雄君 松原喜之次君 決算委員 議院運営委員 懲罰委員 図書館運営委員 一、去る十二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 地方行政委員 大蔵委員 農林委員 予算委員 一、去る十三日文部委員会において、次の通り理事を補欠選任した。 理事 田中 久雄君(理事町村金五君去る一日理事辞任につきその補欠)	文部委員 水産委員 郵政委員 電気通信委員 建設委員 安平 鹿一君 和田 博雄君 予算委員 富田 健治君 櫻内 義雄君 松原喜之次君 決算委員 議院運営委員 懲罰委員 図書館運営委員 一、去る十二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 地方行政委員 大蔵委員 農林委員 予算委員 一、去る十三日文部委員会において、次の通り理事を補欠選任した。 理事 田中 久雄君(理事町村金五君去る一日理事辞任につきその補欠)	文部委員 水産委員 郵政委員 電気通信委員 建設委員 安平 鹿一君 和田 博雄君 予算委員 富田 健治君 櫻内 義雄君 松原喜之次君 決算委員 議院運営委員 懲罰委員 図書館運営委員 一、去る十二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 地方行政委員 大蔵委員 農林委員 予算委員 一、去る十三日文部委員会において、次の通り理事を補欠選任した。 理事 田中 久雄君(理事町村金五君去る一日理事辞任につきその補欠)	文部委員 水産委員 郵政委員 電気通信委員 建設委員 安平 鹿一君 和田 博雄君 予算委員 富田 健治君 櫻内 義雄君 松原喜之次君 決算委員 議院運営委員 懲罰委員 図書館運営委員 一、去る十二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 地方行政委員 大蔵委員 農林委員 予算委員 一、去る十三日文部委員会において、次の通り理事を補欠選任した。 理事 田中 久雄君(理事町村金五君去る一日理事辞任につきその補欠)	文部委員 水産委員 郵政委員 電気通信委員 建設委員 安平 鹿一君 和田 博雄君 予算委員 富田 健治君 櫻内 義雄君 松原喜之次君 決算委員 議院運営委員 懲罰委員 図書館運営委員 一、去る十二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 地方行政委員 大蔵委員 農林委員 予算委員 一、去る十三日文部委員会において、次の通り理事を補欠選任した。 理事 田中 久雄君(理事町村金五君去る一日理事辞任につきその補欠)	文部委員 水産委員 郵政委員 電気通信委員 建設委員 安平 鹿一君 和田 博雄君 予算委員 富田 健治君 櫻内 義雄君 松原喜之次君 決算委員 議院運営委員 懲罰委員 図書館運営委員 一、去る十二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 地方行政委員 大蔵委員 農林委員 予算委員 一、去る十三日文部委員会において、次の通り理事を補欠選任した。 理事 田中 久雄君(理事町村金五君去る一日理事辞任につきその補欠)
---	---	---	--	---	---	---	---	---	---

昭和二十九年二月十六日 衆議院會議第十号 議長の報告

一、去る十三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 石村 英雄君 地方行政委員 田中 稔男君 相川 勝六君 加藤 高蔵君 大蔵委員 植木 庚子郎君 文部委員 山口 喜久一郎君 石橋 湛山君 山口 喜久一郎君 加藤 五郎君 四郎君 厚生委員 内藤 友明君 農林委員 世耕 弘一君 運輸委員 根本 龍太郎君 経済安定委員 前田 榮之助君 一、去る十三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 内閣委員 田中 稔男君 地方行政委員 石村 英雄君 大蔵委員 内藤 友明君 文部委員 世耕 弘一君 厚生委員 根本 龍太郎君 農林委員 世耕 弘一君 運輸委員 根本 龍太郎君 経済安定委員 前田 榮之助君	一、去る十五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 地方行政委員 田中 稔男君 加藤 五郎君 田中 好文君 法務委員 山中 貞則君 高橋 貞一君	文部委員 山本 友一君 運輸委員 尾関 義一君 電気通信委員 石井 次郎君 労働委員 三浦 一雄君 経済安定委員 山口 喜久一郎君 決算委員 山口 喜久一郎君 有田 二郎君 犬養 健君 片島 潜君 中村 梅吉君 懲罰委員 飯塚 定輔君 図書館運営委員 山口 喜久一郎君 一、去る十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 地方行政委員 尾関 義一君 法務委員 田中 好文君 文部委員 山中 貞則君 運輸委員 加藤 五郎君 電気通信委員 山口 喜久一郎君 労働委員 高橋 貞一君 経済安定委員 石井 次郎君 決算委員 山口 喜久一郎君 山田 長司君 田中 角榮君 懲罰委員 池田 正之輔君 図書館運営委員 大森 健君 一、去る二日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。 行政監察特別委員 山口 丈太郎君 今澄 勇君 甲斐 政治君	行政監察特別委員 山本 友一君 青野 武一君 前田 榮之助君 矢尾 喜三郎君 一、去る五日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。 行政監察特別委員 天野 公義君 遠藤 三郎君 鈴木 正文君 一、去る五日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。 行政監察特別委員 田中 角榮君 鈴木 仙八君 鍛冶 良作君 一、去る八日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。 行政監察特別委員 青野 武一君 西村 力弥君 一、去る八日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。 行政監察特別委員 山田 長司君 古屋 貞雄君 一、予算委員長から提出した次の公職会開承認要求に対し、議長は去る二日これを承認した。 公職会開承認要求書 一、公職会を開こうとする議案 昭和二十九年一度一般会計予算 昭和二十九年度特別会計予算 昭和二十九年度政府関係機関予算 一、意見を聞くこととする問題 昭和二十九年年度予算について	右によつて公職会を開きたいから衆議院規則第七十七条により承認を求める。 昭和二十九年二月二日 予算委員長 倉石 忠雄 衆議院議長 堤 隆次郎君 一、去る二日予算委員長から次の公職会開報告書提出した。 公職会開報告書 一、公職会を開く議案 昭和二十九年一度一般会計予算 昭和二十九年度特別会計予算 昭和二十九年度政府関係機関予算 算 一、意見を聞く問題 昭和二十九年年度予算について 一、公職会の日時 昭和二十九年二月十二日及び十三日 午前十時 右によつて公職会を開くに決したから衆議院規則第七十九条により報告する。 昭和二十九年二月二日 予算委員長 倉石 忠雄 衆議院議長 堤 隆次郎君 一、去る二日内閣から提出した条約は次の通りである。 日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に關する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件 一、去る二日委員会に付託された条約は次の通りである。 日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に關する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件(条約第二号) 第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に關する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第三号) 以上二件 外務委員会 付託 一、去る四日議員から提出した議案は次の通りである。 科学技術庁設置法案(松前重義君外七名提出) 一、去る四日内閣から提出した議案は次の通りである。 緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律案 一、去る四日委員会に付託された議案は次の通りである。 緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律案(内閣提出第二号) 一、去る八日内閣から提出した議案は次の通りである。 大蔵委員会 付託 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案	行政監察特別委員 鈴木 仙八君 鍛冶 良作君 一、去る八日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。 行政監察特別委員 青野 武一君 西村 力弥君 一、去る八日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。 行政監察特別委員 山田 長司君 古屋 貞雄君 一、予算委員長から提出した次の公職会開承認要求に対し、議長は去る二日これを承認した。 公職会開承認要求書 一、公職会を開こうとする議案 昭和二十九年一度一般会計予算 昭和二十九年度特別会計予算 昭和二十九年度政府関係機関予算 算 一、意見を聞く問題 昭和二十九年年度予算について 一、公職会の日時 昭和二十九年二月十二日及び十三日 午前十時 右によつて公職会を開くに決したから衆議院規則第七十九条により報告する。 昭和二十九年二月二日 予算委員長 倉石 忠雄 衆議院議長 堤 隆次郎君 一、去る二日予算委員長から次の公職会開報告書提出した。 公職会開報告書 一、公職会を開く議案 昭和二十九年一度一般会計予算 昭和二十九年度特別会計予算 昭和二十九年度政府関係機関予算 算 一、意見を聞く問題 昭和二十九年年度予算について 一、公職会の日時 昭和二十九年二月十二日及び十三日 午前十時 右によつて公職会を開くに決したから衆議院規則第七十九条により報告する。 昭和二十九年二月二日 予算委員長 倉石 忠雄 衆議院議長 堤 隆次郎君 一、去る二日内閣から提出した条約は次の通りである。 日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に關する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件 一、去る二日委員会に付託された条約は次の通りである。 日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に關する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件(条約第二号) 第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に關する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第三号) 以上二件 外務委員会 付託 一、去る四日議員から提出した議案は次の通りである。 科学技術庁設置法案(松前重義君外七名提出) 一、去る四日内閣から提出した議案は次の通りである。 緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律案 一、去る四日委員会に付託された議案は次の通りである。 緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律案(内閣提出第二号) 一、去る八日内閣から提出した議案は次の通りである。 大蔵委員会 付託 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案	行政監察特別委員 鈴木 仙八君 鍛冶 良作君 一、去る八日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。 行政監察特別委員 青野 武一君 西村 力弥君 一、去る八日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。 行政監察特別委員 山田 長司君 古屋 貞雄君 一、予算委員長から提出した次の公職会開承認要求に対し、議長は去る二日これを承認した。 公職会開承認要求書 一、公職会を開こうとする議案 昭和二十九年一度一般会計予算 昭和二十九年度特別会計予算 昭和二十九年度政府関係機関予算 算 一、意見を聞く問題 昭和二十九年年度予算について 一、公職会の日時 昭和二十九年二月十二日及び十三日 午前十時 右によつて公職会を開くに決したから衆議院規則第七十九条により報告する。 昭和二十九年二月二日 予算委員長 倉石 忠雄 衆議院議長 堤 隆次郎君 一、去る二日予算委員長から次の公職会開報告書提出した。 公職会開報告書 一、公職会を開く議案 昭和二十九年一度一般会計予算 昭和二十九年度特別会計予算 昭和二十九年度政府関係機関予算 算 一、意見を聞く問題 昭和二十九年年度予算について 一、公職会の日時 昭和二十九年二月十二日及び十三日 午前十時 右によつて公職会を開くに決したから衆議院規則第七十九条により報告する。 昭和二十九年二月二日 予算委員長 倉石 忠雄 衆議院議長 堤 隆次郎君 一、去る二日内閣から提出した条約は次の通りである。 日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に關する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件 一、去る二日委員会に付託された条約は次の通りである。 日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に關する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件(条約第二号) 第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に關する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第三号) 以上二件 外務委員会 付託 一、去る四日議員から提出した議案は次の通りである。 科学技術庁設置法案(松前重義君外七名提出) 一、去る四日内閣から提出した議案は次の通りである。 緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律案 一、去る四日委員会に付託された議案は次の通りである。 緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律案(内閣提出第二号) 一、去る八日内閣から提出した議案は次の通りである。 大蔵委員会 付託 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案
---	--	---	--	---	--	--

昭和二十九年二月十六日 衆議院會議録第十号 議長の報告

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案（野原寛君外百三十二名提出）

砂糖消費税法の一部を改正する法律案
案(内閣提出第二〇号)

骨牌税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二二号)

る被害農家等に対して米麦を特別価格で売り渡したことに、食糧管理特別会計に生ずる損失を補てんする

算

は次の通りである。

昭和二十九年二月十六日 衆議院会議録第十号 議長の報告

特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案 一、去る十二日委員会に付託された条約は次の通りである。 国際労働機関の総会がその第二十八回までの会期において採択した諸条約により国際連盟事務局長に委任された一定の書記的任務を将来において遂行することに關し規定を設けること、国際連盟の解体及び国際労働機関憲章の改正に伴つて必要とされる補充的改正をこれらの条約に加えることを目的とするこれらの条約の一部改正に関する条約(第八十号)の批准について承認を求めるの件(条約第四号) (条約第五号) 以上二件 外務委員会 付託 一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。 特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出第二十八号) 水産委員会 付託 一、去る十三日委員会に付託された議案は次の通りである。 科学技術庁設置法案(松前重義君外七名提出、衆法第三号) 内閣委員会 付託 一、去る十三日予備審査のため次の本院議員提出案を衆議院に送付した。	教育委員会法の一部を改正する法律案(野原覺君外百三十二名提出) 教育委員会法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案(野原覺君外百三十二名提出) 科学技術庁設置法案(松前重義君外七名提出) 一、昨十五日内閣から提出した議案は次の通りである。 物品税法の一部を改正する法律案 入場税法案 警察法案 警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案 一、昨十五日委員会に付託された議案は次の通りである。 物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十九号) 入場税法案(内閣提出第三〇号) 以上二件 大蔵委員会 付託 一、今十六日提出した緊急質問は次の通りである。 九十九里浜における米軍発砲事件に関する緊急質問(杉村沖治郎君提出) 一、去る五日内閣から次の答弁書を受領した。 衆議院議員並木芳雄君提出品種改良家の表彰に関する質問に対する答弁書 衆議院議員八木一郎君提出太平洋戦争参加者に対する国家表彰に関する質問に対する答弁書
衆議院議員伊東岩男君提出鉄道新線建設に関する質問に対する答弁書 〔参照〕 品種改良家の表彰に関する質問 主意書 一 食糧増産に伴い、品質の向上は急務であるが、政府としては品種改良に貢献した功勞者に対する感謝または表彰をどのように行つてゐるか伺いたい。 二 東京都南多摩郡七生村字平山の林丈太郎氏は、かくれた品種改良家である。いわゆる「平山オカボ」の「丈太オカボ」の新品種創始者であるが、最近地元で盛大な顕彰碑建立除幕式が挙行された。国家としても当然これを表彰すべきであると思ふが如何。所見並びに計画をお書き下さい。 昭和二十九年二月五日 内閣総理大臣 吉田 茂 衆議院議長堤次郎殿 衆議院議員並木芳雄君提出品種改良家の表彰に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。 〔別紙〕 衆議院議員並木芳雄君提出品種改良家の表彰に関する質問に対する答弁書 優良品種を育成することは食糧増産上きわめて重要なことであり、従	来より品種改良に貢献した技術者及び篤志家も少なくないがこれらの品種改良における貢献者に対する感謝又は表彰については、古くは小麦江島神力(昭和十四年における栽培面積六万五千五百九十二町歩)さらに最近では昨年の冷害克服にきめて顕著な効果をあげた水稻藤坂五号(昭和二十八年における栽培面積一万七千二百八十八町歩推定)の育成者に対して行われた。 しかしながら、これらの感謝又は表彰については具体的な基準、方法等については國家公務員及びこれに準ずる者を除いてはこれまで規定されたものがない。 ただ育成者の地元又は有志等による表彰は大分行われているようであるが、これも国で行う場合はその品種の適用範囲及び経済効果並びにそれらの将来性等を全国的視野から検討する必要があると思われる。 今回表彰方御要望のあつた林丈太郎氏の育成した「平山オカボ」の栽培は、現在のところ東京都及び神奈川県が中心であつてその栽培面積も一千町歩以下と推定されるので、この程度では國家表彰としては不適当なものと思ふ。 右答弁する。
太平洋戦争参加者に対する國家表彰に関する質問主意書 わが國の榮典制度は、金鵄勲章を廃止せるほか、従前の規定による實施を建前としている。しかるに、政府は、占領政策により課せられた不合理な運営をそのまま踏襲し、同様占領政策により停止せられていた旧軍人恩給はすでに復活を見るに至つた。独立三年後の今日においても、その取扱についてならん是正措置のないのは不可解といわねばならない。 なかんずく、太平洋戦争戦没者は、百数十万と算せられるにもかかわらず、わずかに二十数万という一部分の者が表彰の特典にあらずり、戦争末期における戦没者の大部分、特に激烈な戦域並びに辺がいの地に没せる者は全く外におかれ、依然として、不公平な措置のままに放置されていることは、國家自主權の確立に対するゆえなき怠慢といふべく、且つ又、國民感情からいって、到底納得しがたいものがあり、はなはだ遺憾である。このことは、これ以上、事務上困難のゆえをもつて遷延を許すべき事柄でなく、獨立日本としての立場において、すみやかに適切妥當な措置をとり、太平洋戦争犠牲者に対する処遇に二途ならしめ、もつて民心によるところあら	一 二九

昭和二十九年二月十六日 衆議院會議第十号 議長の報告

むるは、まさに、政府の責任でなければならぬ。

ここに、左の点を質し、政府の所信と、実情を明らかにすることを求めたい。

一 今日政府は、何故に栄典授手に対する適正措置を講ずることをちゅうちょしているか、その理由。

二 太平洋戦争に因りて授手せる栄典の種類、数、並びにその理由。

三 有資格にして未授手の者に対する措置並びにそれらの遺家族に対する今後の措置方針。

四 本件に対する政府の所見、右質問する。

昭和二十九年二月五日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長堤康次郎殿

衆議院議員八木一郎君提出太平洋戦争参加者に対する国家表彰に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員八木一郎君提出太平洋戦争参加者に対する国家表彰に関する質問に対する答弁書

一 太平洋戦争における戦没者に対する叙勲は、終戦後占領軍の示唆により停止したのであるが、独立後の今日も叙勲を行っていない理由

由は、当時のか烈な戦況、年月の経過、軍機関の解体等の事情に因り資料が甚だ不備であつて、きわめて多数に上る戦没者の功績を調査し、適当な叙勲を行うことが事実上不可能であるからである。

二 金鶏勲章及び旭日章を授与されたもの 一四七、一七九件
旭日章を授与されたもの 八〇、六七三件
瑞宝章を授与されたもの 一七、五六八件

賜金のみ授与されたもの(賜金は連合国最高司令部の賞書によつて廃止になつた) 七、一六四件

計 二五二、五八四件

三 一の理由に因り、政府としては太平洋戦争における戦没者に対し叙勲を行う意図は現在ない。又戦没者の遺族の調養を栄典によつて行う考へはない。しかし遺族に対しては、その生活扶助に万全の措置を講じ生活不安を除く等のことによつて、国家の戦没者及びその遺族に対する深厚な同情を間接に表示することが現下においては適切であると考えて努力している。

四 多数の恩典に浴しない戦没者及びその遺族に対しては、衷心から同情の意を表するものであるが、上述したところにより政府の

意のある所を了解せられたいと考へる。

右答弁する。

鉄道新線建設に関する質問主意書

一 日本鉄道の建設新線として決定し工事着手中のものは現在三十線であるが、この三十線に対する既定方針による建設総費は二十八年度は九十億円、二十九年度の建設費は百十億円を計上する計画になつてゐるのに本年度提出予算は二十五億円に削減されてゐる。これでは既定の鉄道建設方針は根柢から破壊されるではないか、予算削減の理由如何。

二 本年度の緊縮予算の見地からやむを得ぬものとして削減し提出されたのか。これは鉄道の公共性を無視するものではないか。無視するものはなほだしいものである。今後の鉄道の建設方針を、どうするか、はつきり明示されたか。

三 運輸省としてこの与えられた本年度予算二十五億円に対する既定の新線建設実施方針はどうか。その具体的対策すなわち各線への予算の配分方針と路線別予算の配分額を示されたい。

四 各省とも事業予算は二十九年度において新事業はいつさい認めぬ方針の下に、従来の継続事業は

全部続行することであるが、鉄道建設予算も少ないながら二十五億円の配分は決定線の緩急に依り処置されるとしても、事業中止線のごときは決してないものと信ずるがこの点はどうか。

五 既定線のうち、内海線(北郷―内海間)のごときは、地方四十年の鉄道期成運動が実現し、二十八年度より工事休止分の箇工が決定され、目下測量実施中である。この内海線は、あと十四キロの工事実施により日豊線宮崎駅に達し、豊富な産産を開発し、地方の福利増進上不可欠の重要鉄道であり、これが開通を期待してゐること切なるものであるが、今回の予算削減で関係地方の憂色は深い。完成期の延長は、やむを得ぬとしても事業継続は当然で予算の配分をかくく留するものであるが、今後の方針を明らかにして地方民の不安を一掃されたい。

六 建設中の新線三十線は大体今後四箇年後に完成する予定であつたが、二十八年度の予算で完成する線名及び二十九年度完成予定線はどれだか。

七 以上決定三十線の外に、さらに追加すべき重要線が多いのであるが、鉄道の独立採算制から鉄道公社としては新線の追加又は延長は喜ばざるところであらう。しかし

鉄道の必要性にかんがみ、多量に予算を充てようとするべきことを主張する。

鉄道公債の利子補給はもちろんで建設費の一部は国が負担して積極的方針をとるべきものと思うが如何。

右質問する。

昭和二十九年二月五日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長堤康次郎殿

衆議院議員伊東岩男君提出鉄道新線建設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員伊東岩男君提出鉄道新線建設に関する質問に対する答弁書

一 国有鉄道では、三十線の新線建設のうち現在までに工事を完成して開業せるもの四線、一部開業せるもの二線、本年度末までに竣工見込のもの二線があり、昭和二十九年年度に継続となるものは二十四線である。

昭和二十九年年度予算については、二十五億円を計上いたし、あるが、これは今回の財政規模縮下方針から貸付金のわくも縮小されたので建設費予算はこの程度に圧縮せられたのである。

二 国有鉄道は当初老朽諸施設の更新、近代化並びに輸送力増強等のために多額の経費を必要としており、これらの財源に苦慮してある状況である。鉄道新線の建設には多額の費用を必要とすることであり、自動車輸送等によつて代替し得られるものも相当あると考えられるので、その実施にあつては公共性、経済性等工事効果を充分検討して行ふ必要があり、鉄道工事資金全般の効率的運用を図ることとしたいと考えている。

三 本年度政府提出予算は二十五億四であるが、二十九年において継続となる新線の建設については、極力これを維持し得るよう具体的に検討を進めており、鉄道建設審議会及び各方面とも相談して最終的にきめたいと考えている。

四 二十九年において継続となる新線については、今後の方針の決定によつて対策がきまるわけであり、事業中止線の生ずるようなことは、極力これを避けるよう措置いたしたいと考えている。

五 内海線については、他の建設線との関連があるので、建設線に関する今後の方針が決定された後、具体的にどのように進めるかを決定したいと思う。

六 昭和二十七年から着手した新線三十線は、当初昭和三十三年度

に大略完成する予定であるが、今回の予算削減によつて完成が延びることになる。

なお、昭和二十七年には、十月に白新線の一部(新発田―葛塚間一・九キロ)が又三月に江川崎線(吉野生―江川崎間一〇・二キロ)が開業しており、昭和二十八年に完成及び完成予定の線路は次のとおりである。

江川崎線(吉野生―江川崎間)一〇・二キロ(昭和二十八年三月全通)

中湧網線(中佐呂間―下佐呂間間)一六・三キロ(昭和二十八年十月全通)

松前線(渡島大沢―福山間)五・六キロ(昭和二十八年十一月全通)

野岩線(荒海―滝原間)八・六キロ(昭和二十八年十一月全通)

本郷線(布―加計間)一八・五キロ(昭和二十九年三月開業予定)

宮原線(宝泉寺―宮原間)二〇・〇キロ(昭和二十九年三月予定)

この外に一部開業したものに、札沼線(浦臼―雨龍間)二六・一キロ(昭和二十八年十一月部分開業)がある。

昭和二十九年年度内に開業する路線は、目下のところ予定されていない。

七 鉄道新線の建設は、なお、相当必要であることは言うまでもないが、建設には多額の費用を必要とするので、(一)に述べた観点からも十分念を加える必要がある。

この新線建設の財源については、現在の国有鉄道の財政状態にかんがみ、政府出資の道を開くよう、鉄道建設審議会より建議もあつたことではあるが、国有鉄道の独立採算制のためにもあり又国家財政の現状から政府より低利な貸付金をこれにあてていのである。右答弁する。

衆議院会議録第七号中正誤

頁 段 行 誤 正

五 三 食糧増産 食糧増産

五 三 ときべき とるべき

五 八 部省のを 部省の手を

会 一 八 人静謐 人静謐

五 二 警察法 警察法

五 三 はなだ はなだ

衆議院会議録第八号中正誤

頁 段 行 誤 正

五 一 不可決 不可欠

五 三 勢情 熱情

五 二 末 自任するか 自任する